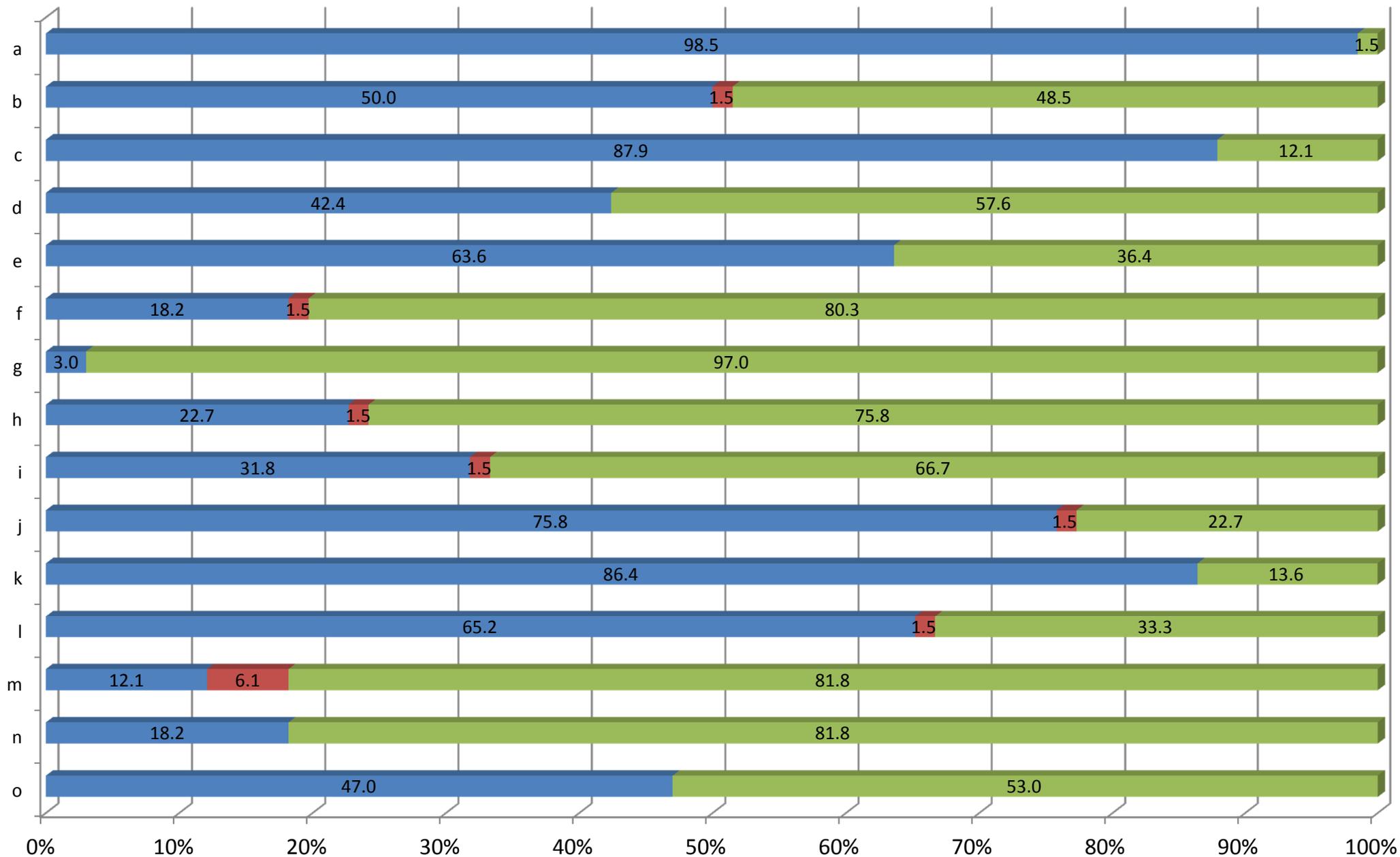


現職学校管理職の育成の手立て

a.任用初年度に新任学校管理職研修を行う
b.任用初年度以降、複数年にわたる連続した学校管理職研修を行う
c.新任か否かを問わず学校管理職全員を対象とした研修を行う
d.学校管理職登用後の派遣研修を行う
e.新任学校管理職に対して教育委員会等が訪問指導を行う
f.学校管理職を支援するための外部アドバイザー制度を設け、支援を行う
g.統括校長等の配置により学校管理職に対する指導助言を行う
h.学校管理職向けの業務遂行に関するガイドブックの作製・配布をする
i.他県の事例も含めて学校管理職の先駆的実践の紹介・共有の促進を図る
j.行政主催の校長会等の開催による情報伝達を行う
k.校長会等の独自の運営による校長会等における情報共有の支援を行う
l.民間企業の経営者等を研修会で活用する
m.大学の研究者と連携した現職学校管理職研修の開発・実施を行う
n.教育委員会に学校管理職の学校経営の指導を行う専門ポストを設け支援を行う
o.降任制度の積極的活用による質の保証を行う



■ 1. 既に実施している ■ 2. 実施に向けて検討中である ■ 3. 実施していない

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

管理職着任前研修・任用前研修の有無について

類型	自治体数	比率
着任前・任用前研修のどちらもおこなっている自治体	3	4.7%
任用前研修をおこなっている自治体	3	4.7%
着任前研修をおこなっている自治体	11	17.2%
着任前・任用前研修のどちらもおこなっていない自治体	47	73.4%
合計	64	100.0%

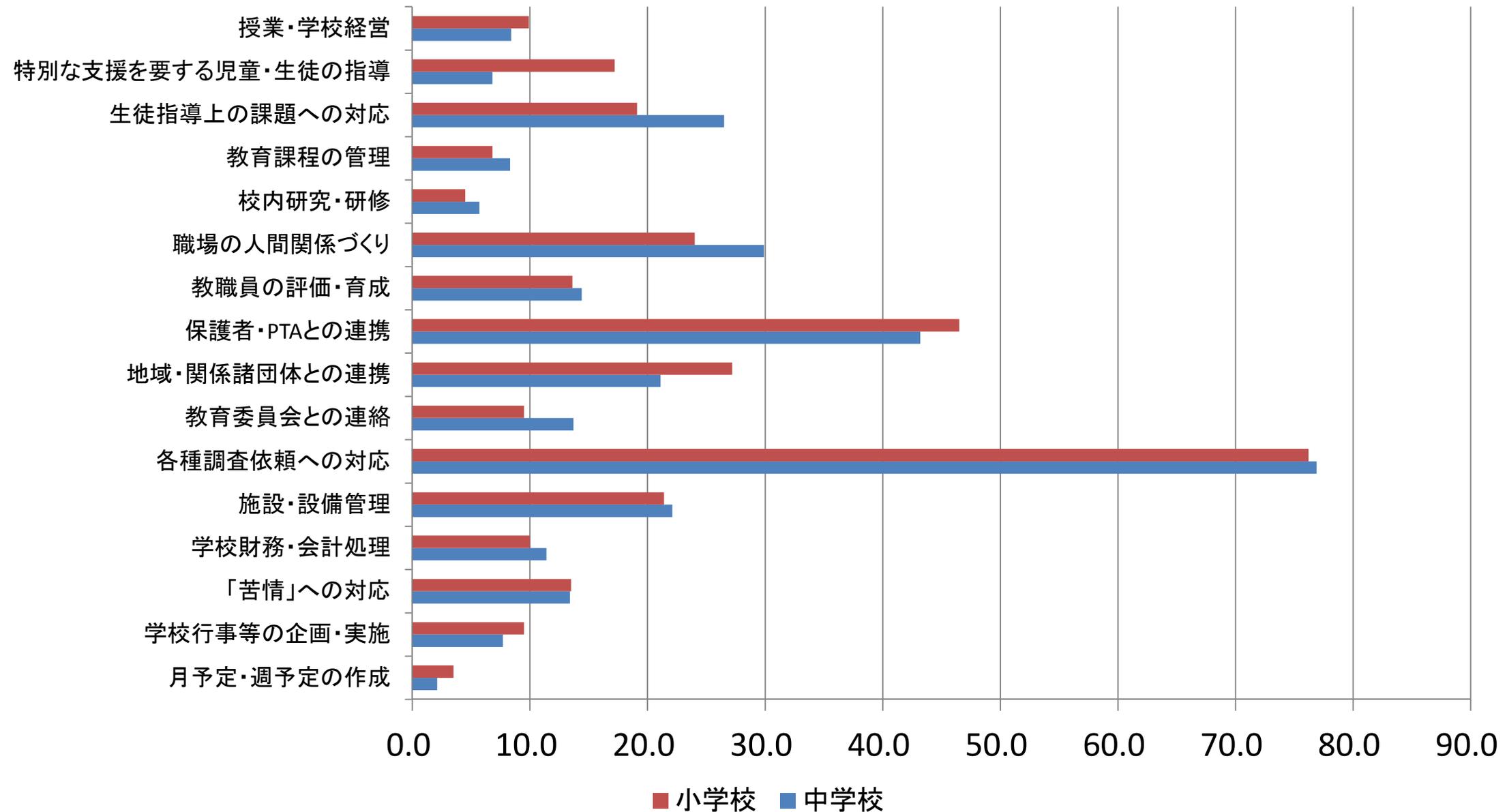
※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)、未回答2

※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

(中学校)校長の仕事の時間配分

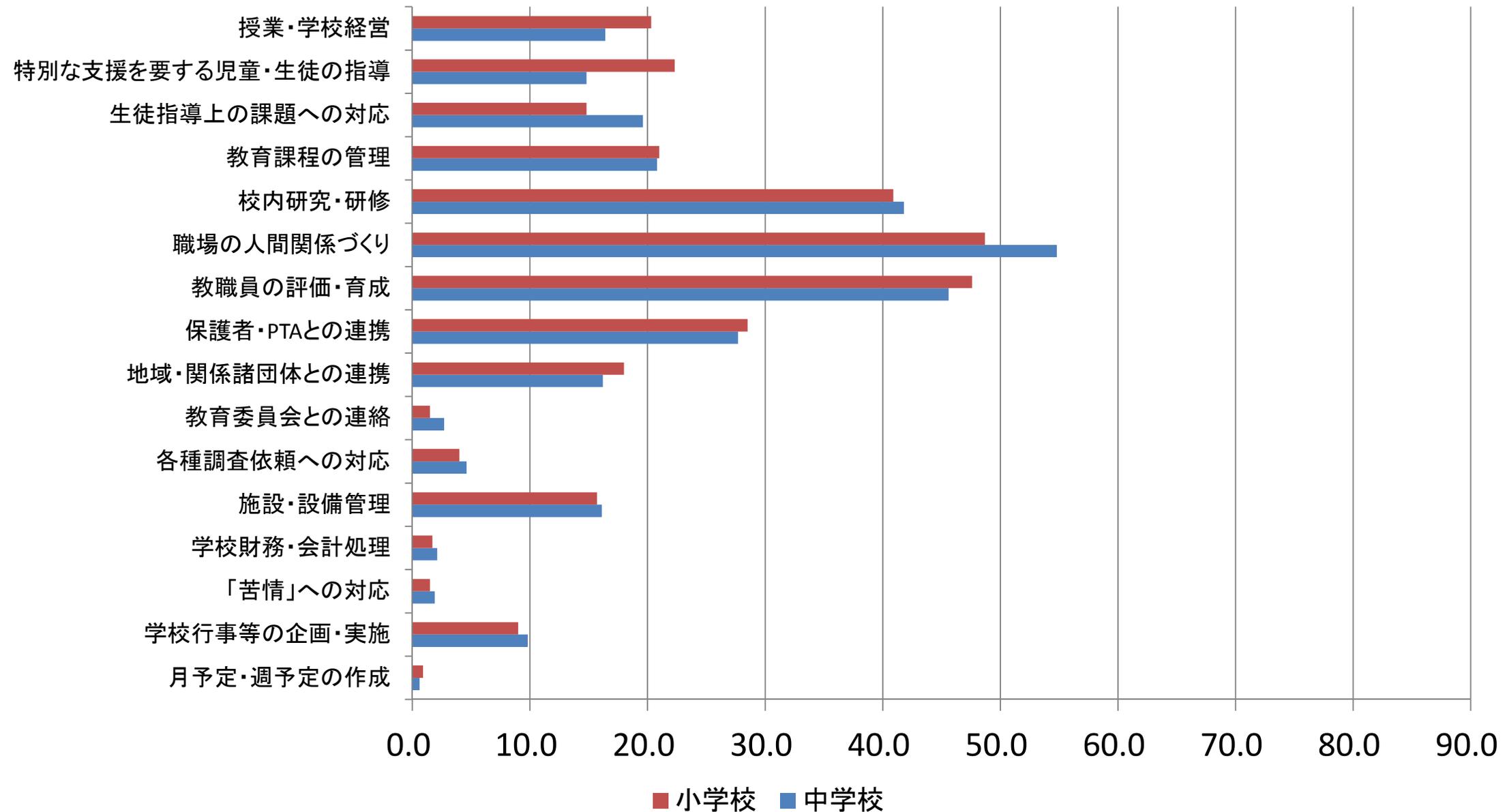
参加国平均	日本	校長の仕事の 카테고리	補足事項
41.3%	35.6%	管理・統括に関する業務や打合せ	人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む
21.4%	25.2%	教育課程や学習指導に関する業務や会議	カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導(メンタリング)、教員の職能開発を含む
14.9%	14.6%	生徒との関わり	規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む
11.2%	11.2%	保護者との関わり	公式なものとは非公式なものを含む
7.1%	8.3%	地域コミュニティや産業界との関わり	—
4.1%	5.0%	その他	—
100.0%	100.0%	合計	—

教頭が実際に費やす職務内容



全国公立学校教頭会の調査(平成26年度)

教頭が費やしたい職務内容



学校のマネジメント機能の強化

— 主幹教諭制度の充実 —

主幹教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭等から選考を行い任用(昇任)

2. 職務の内容

- 校長、副校長、教頭を補佐するとともに、校長から任された校務の一部について、校長等が判断・処理できるように、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当する。(学校教育法第37条第9項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

[職務の具体例]

- ① 教育計画の企画立案など教務に関する校務
- ② 校内における生徒指導体制の整備や個別のいじめ、不登校問題への対応など生徒指導に関する校務
- 上記の立場から、所属職員に対して職務命令を発しうる。

3. 処遇

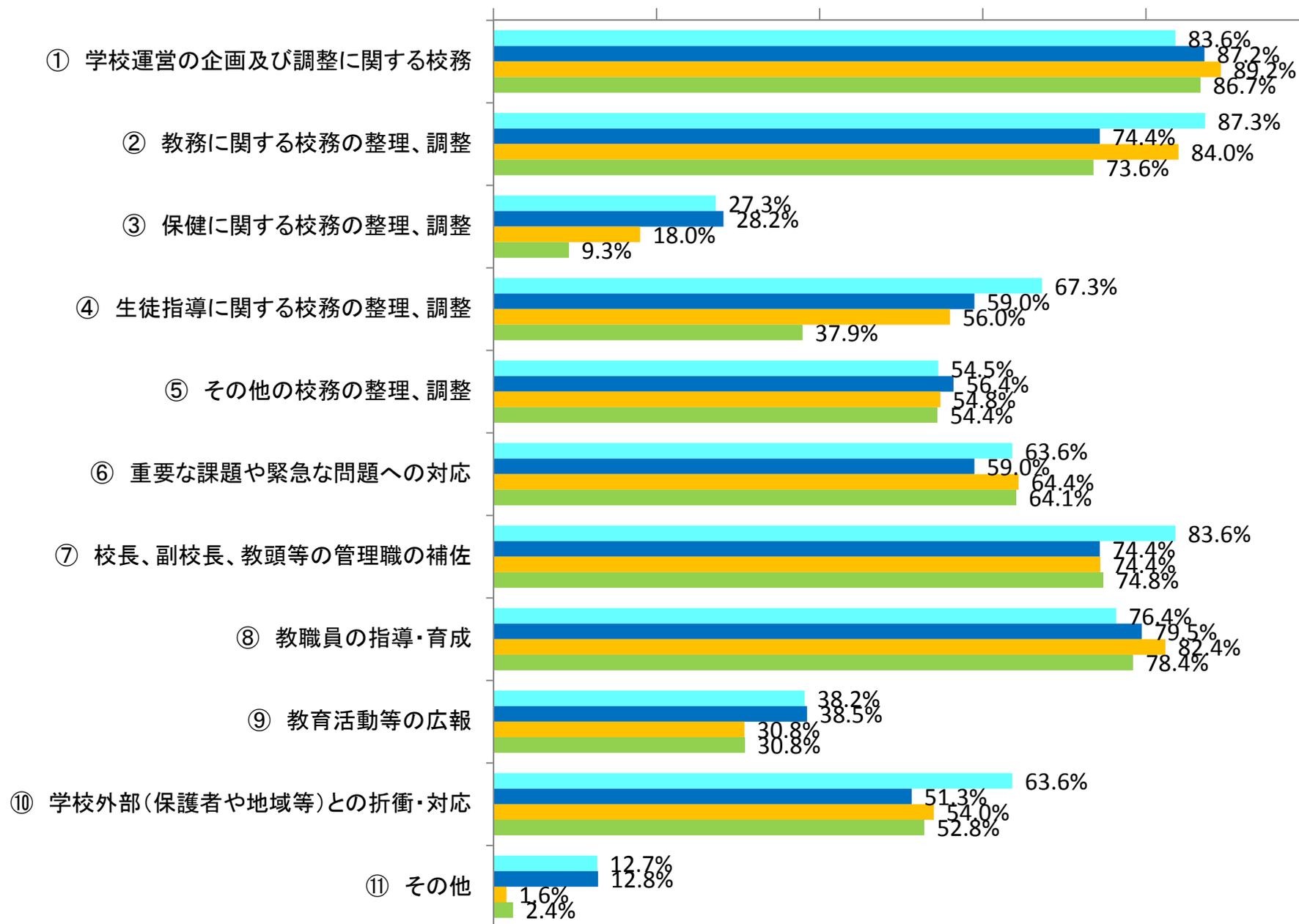
- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

4. 現状

- 平成26年4月1日現在、55県市において19,742人が任用されている。
- 主幹教諭を配置した場合には、当該主幹教諭の授業時数を軽減するための加配措置がある。(平成27年度は1,698人)

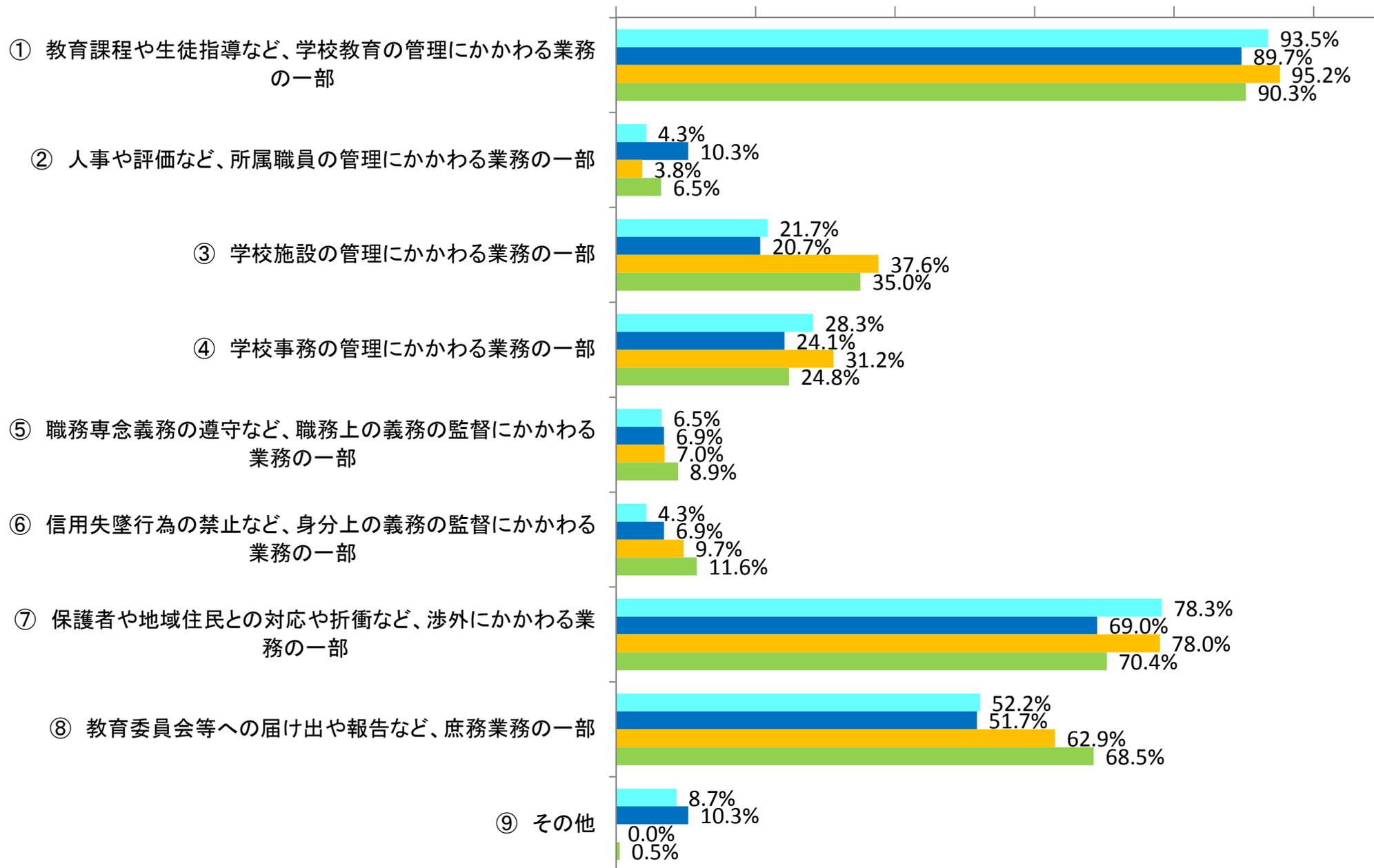
主幹教諭の担当業務

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39) ■ 調査対象市区町村(N=250) ■ 調査対象学校(N=496)



主幹教諭の担当業務(校長、副校長及び教頭の補佐)

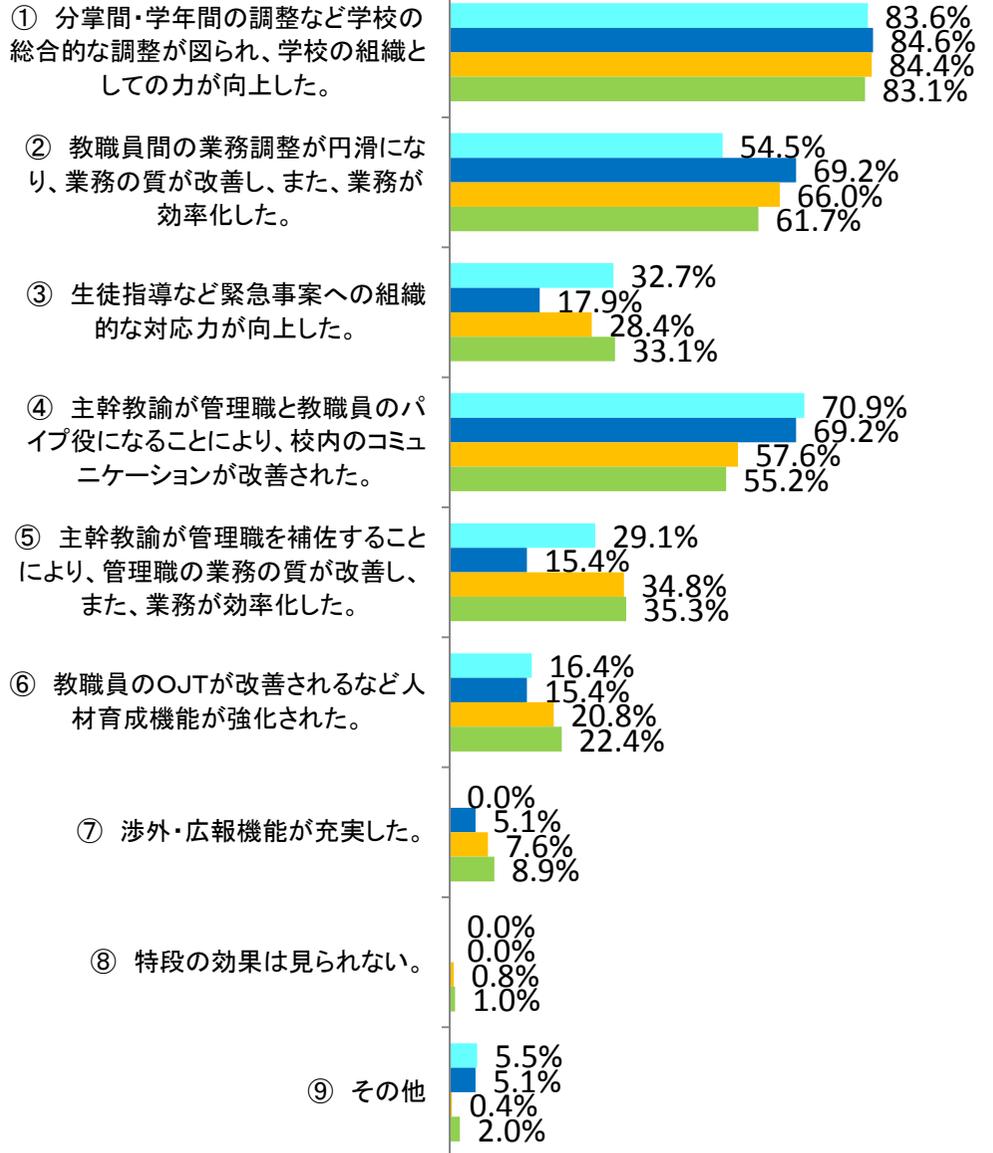
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=46) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=29) ■ 調査対象市区町村(N=186) ■ 調査対象学校(N=371)



主幹教諭の配置の成果と課題

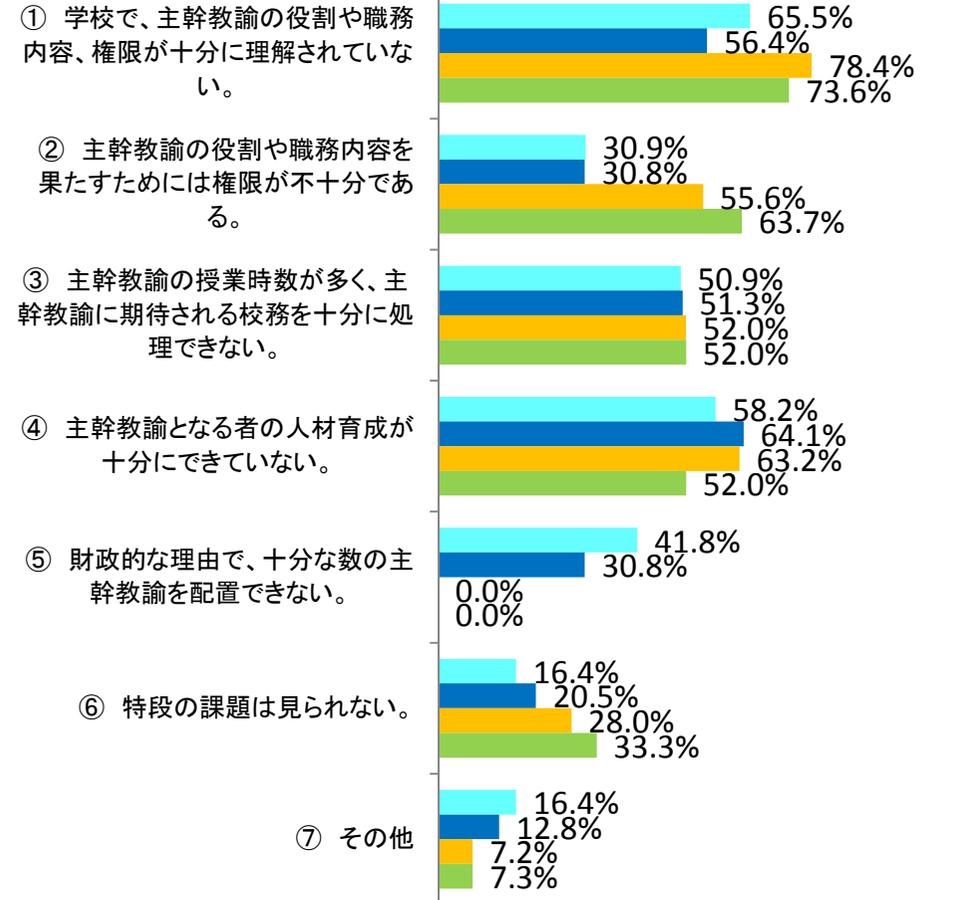
【配置による主な成果】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



文部科学省調べ(H27. 5)

主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者(都道府県・指定都市教育委員会)の<u>任命行為が必要</u>。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者(市町村教育委員会又は校長)が命じる(例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てることとされている</u>)。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○任意設置 <u>全国で約2万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則必置(教務主任、学年主任等が必置) <u>全国で約27万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査より)
職務	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>(学校教育法第37条9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>(学校教育法施行規則第44条4項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭とは別の級で処遇</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○手当で処遇(級は教諭と同じ)

学校のマネジメント機能の強化

— 事務体制の強化 —

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務 (具体例)

- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務 (具体例)

- ・学校経営(企画運営)
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

事務職員が従事している事務

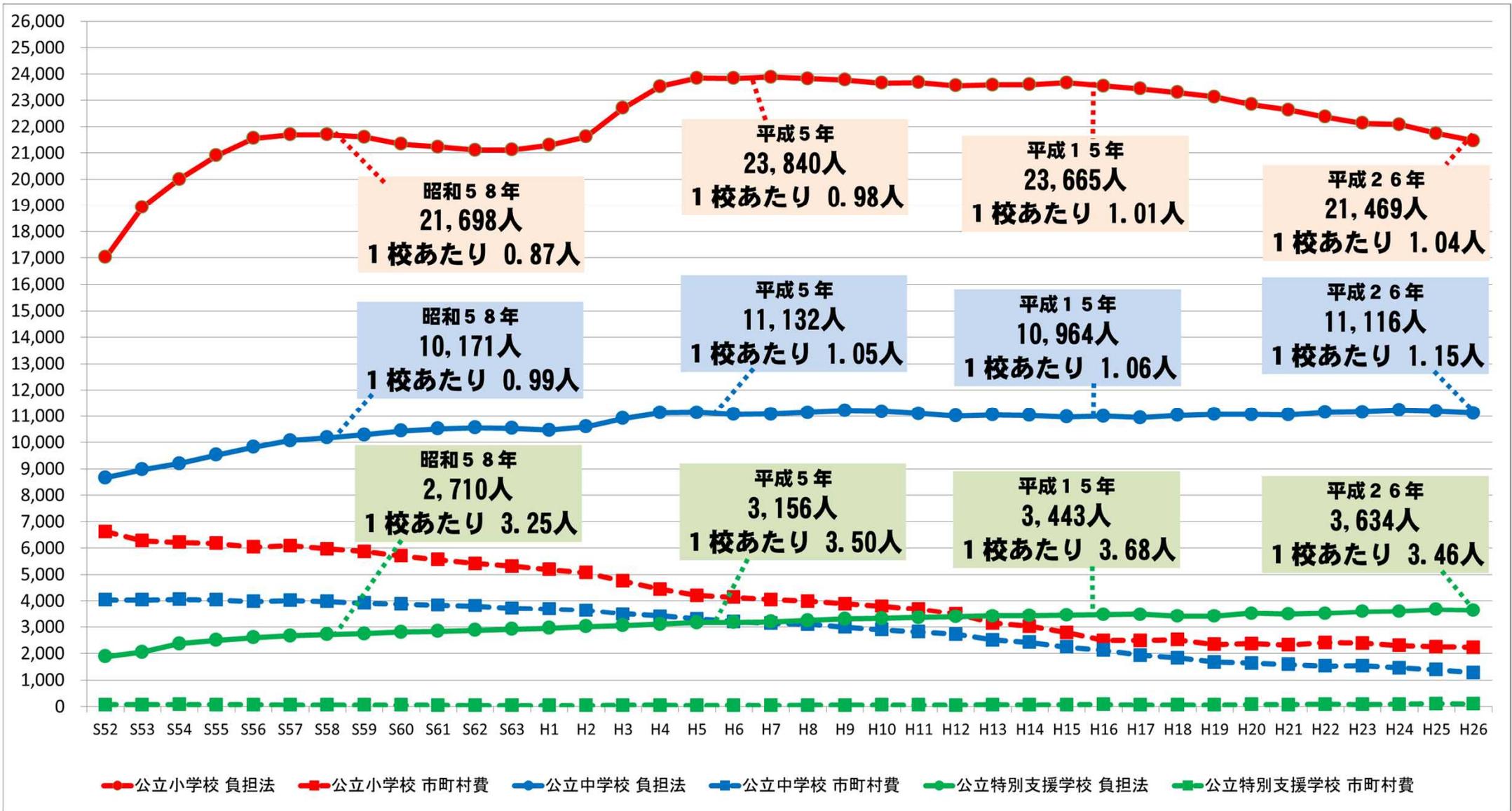
○総務・財務等に関する事務 (具体例)

- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務

- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の收受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

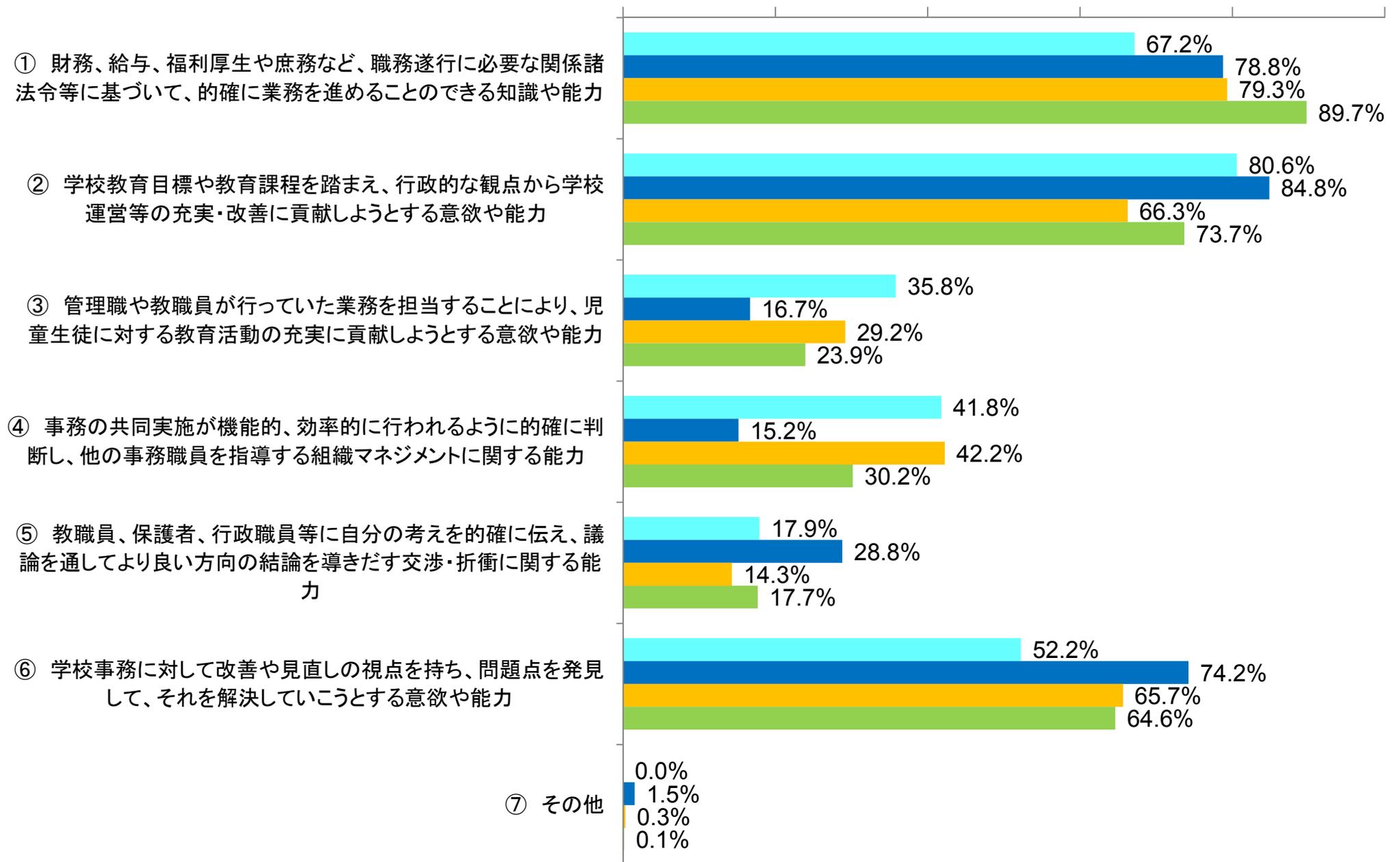
主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定	
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案	
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進	
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営	
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応	
		人事・服務管理	教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア	
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応	
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施	
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析	
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応	
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理	
		学校広報	学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新	
児童生徒への指導事務		教育課程、時間割	教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備	
		学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理	
		成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理	
		教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入	
		安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備	
		学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行	
		生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談	
		特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営	
		進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導	
		学校保健	学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断	
事務職員が従事している事務		給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理	
		総務・財務に関する事務	学校予算	予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理
			就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
			備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
			給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
			福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
		庶務・文書	文書の收受・発送、諸帳簿の整備・管理	

公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



これからの事務職員に求められる資質・能力として重要な事項

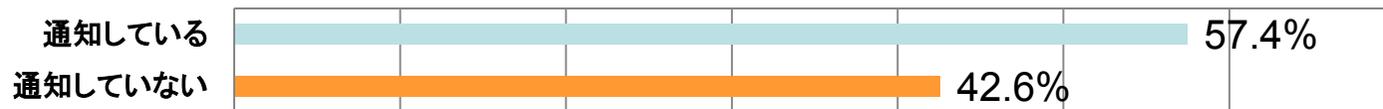
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=673)



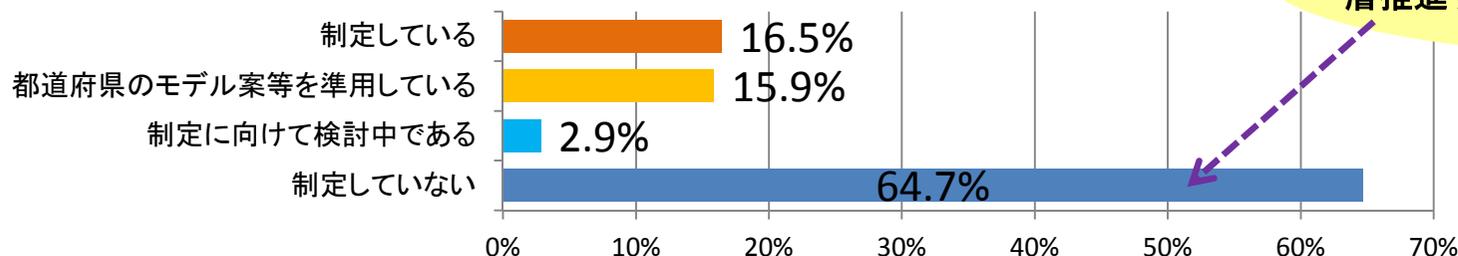
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】 【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】 【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出典：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」
(全国公立小中学校事務職員研究会)

職務範囲の明確化・効果的な役割分担の事例

<取組事例①：新潟県教育委員会>

○H14の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、H25に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

- ①H18の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置
 - ②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化
 - ③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと
- などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

<取組事例②：山口県教育委員会>

○H23からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

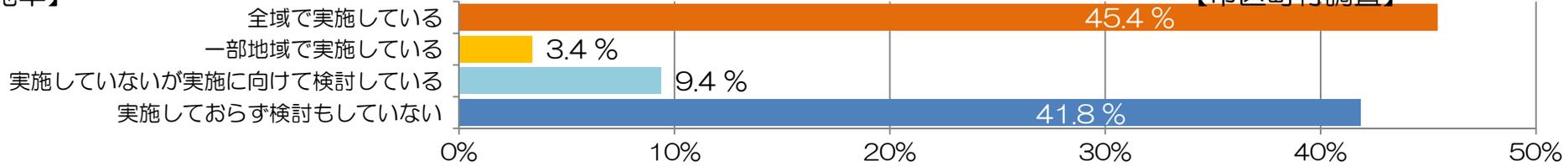
○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

学校事務の共同実施の現状と課題

- ◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているものも含めると、**48.8%**となっている。
- ◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
- ◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

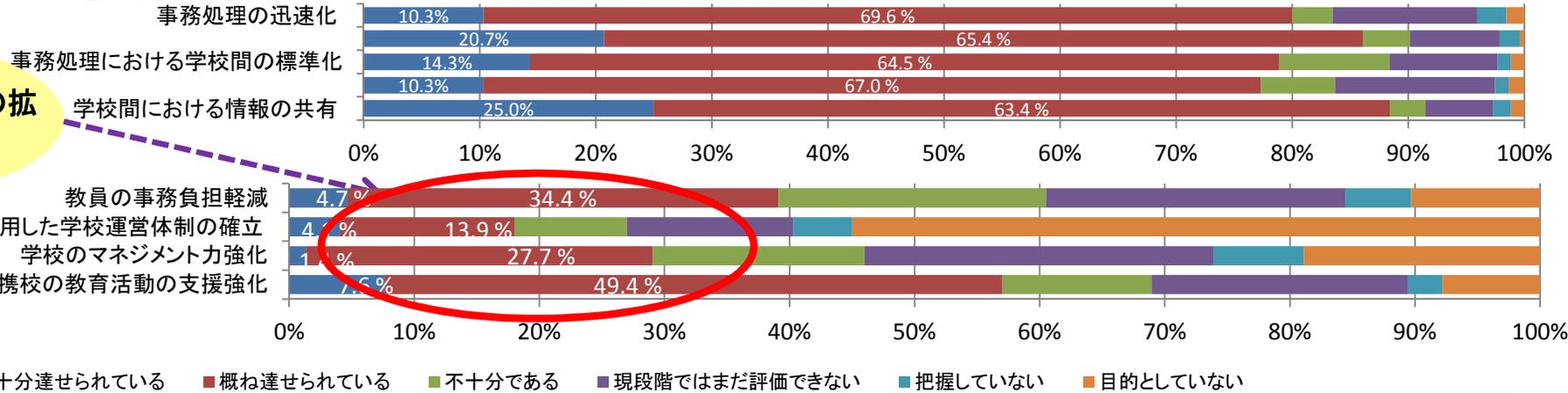
【学校事務の共同実施率】

【市区町村調査】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】

教員や学校全体への効果の拡大のための取組が必要。



共同実施の事例

<取組事例①：福岡県春日市教育委員会>

○H14以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。

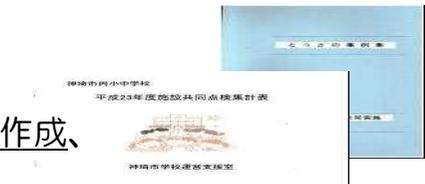
○H18以降、学校事務の共同実施により、

- ①日常の業務遂行を通じた上司や先輩によるOJT機能の発揮
 - ②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
 - ③相互チェックによる事務の正確性・効率性
- など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

<取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会>

○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。

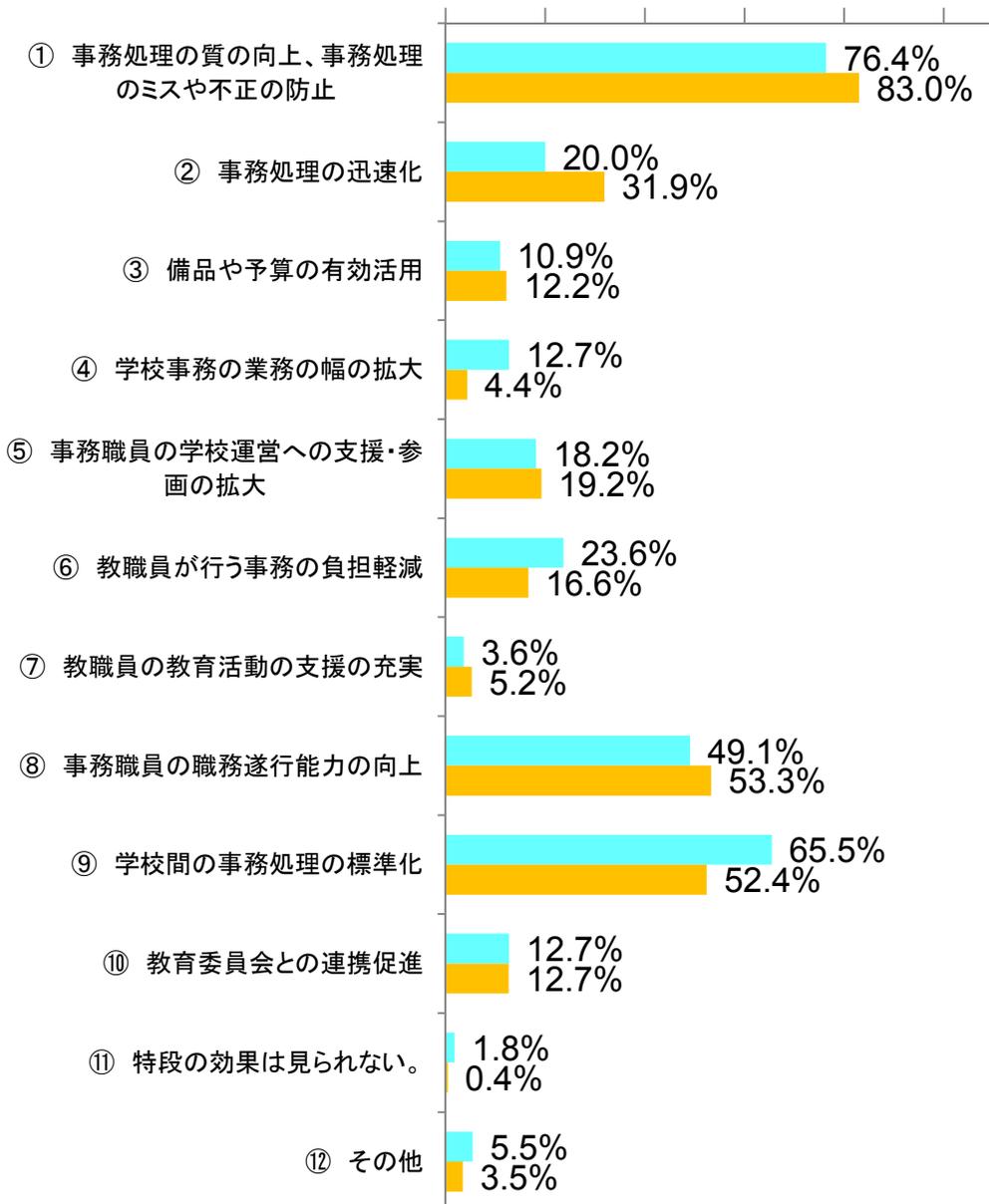
○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。



学校事務の共同実施による成果と課題

【共同実施による主な成果】

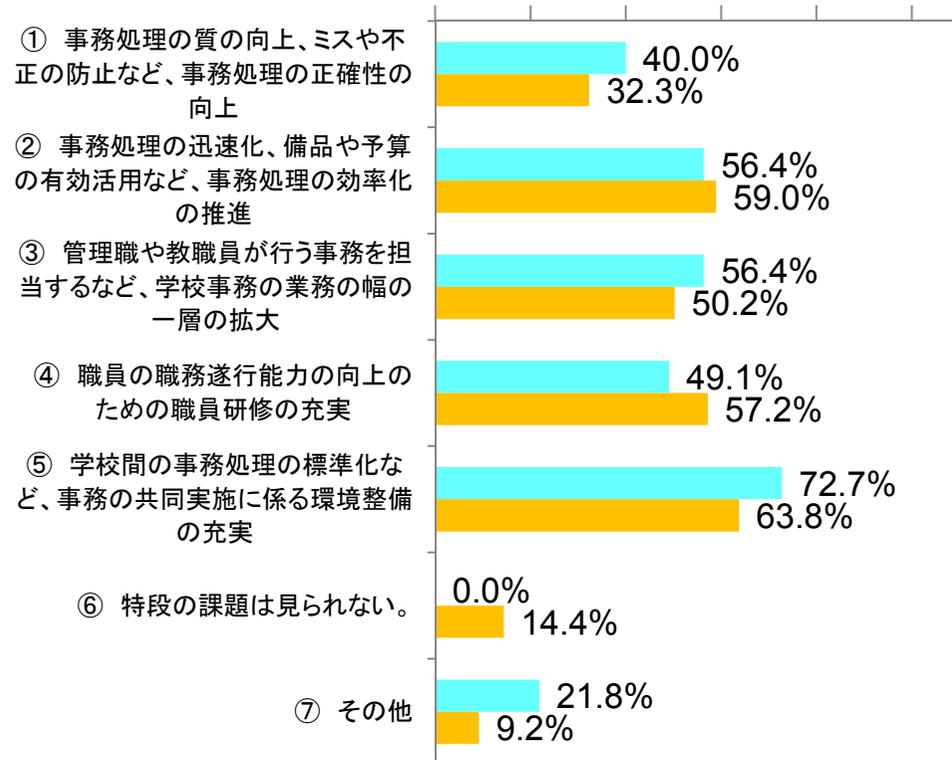
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)



文部科学省調べ(H27. 5)

【共同実施に係る主な課題】

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)

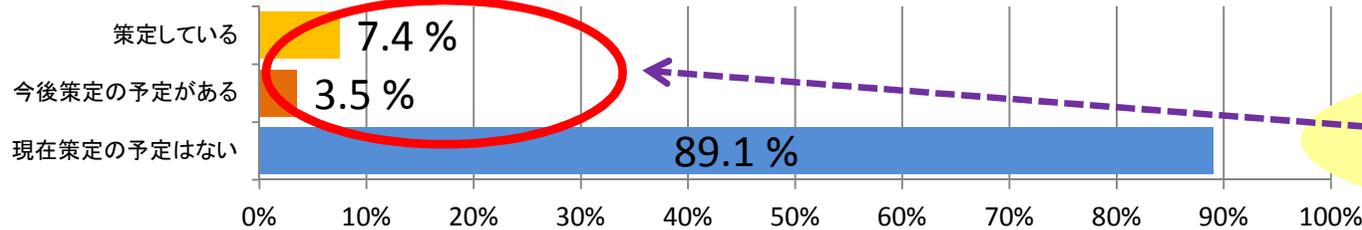


文部科学省調べ(H27. 5)

事務職員の資質・能力の向上

- ◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。
- ◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

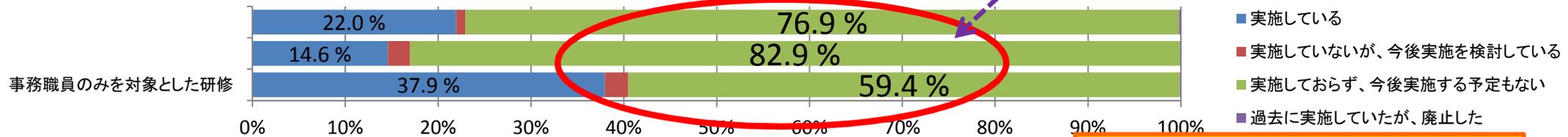
【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】

策定、実施率が低だけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の事例

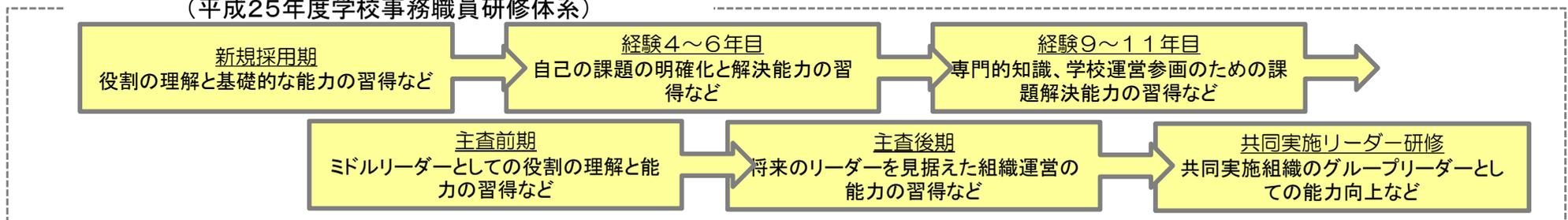
<取組事例：三重県教育委員会>

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

(平成25年度学校事務職員研修体系)



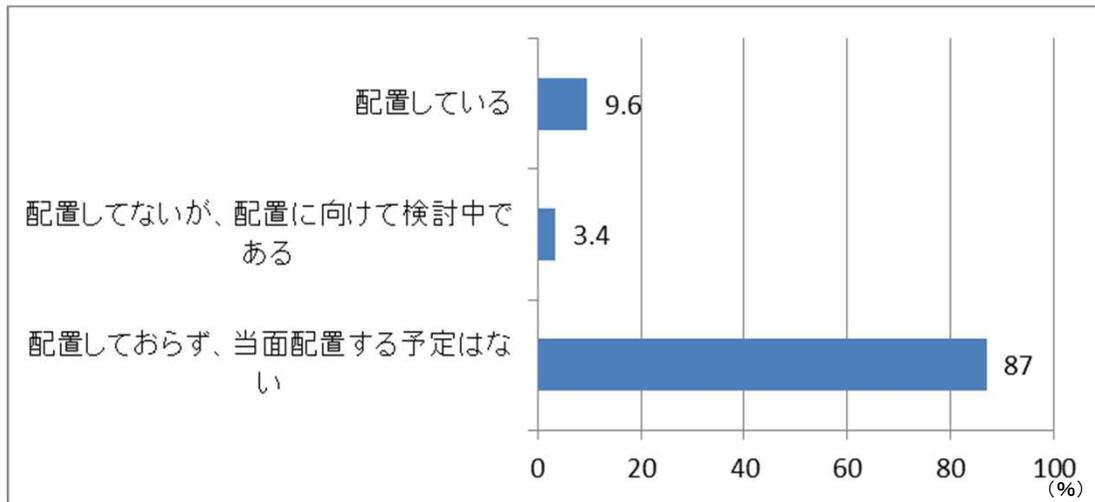
○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

- ①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
- ②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

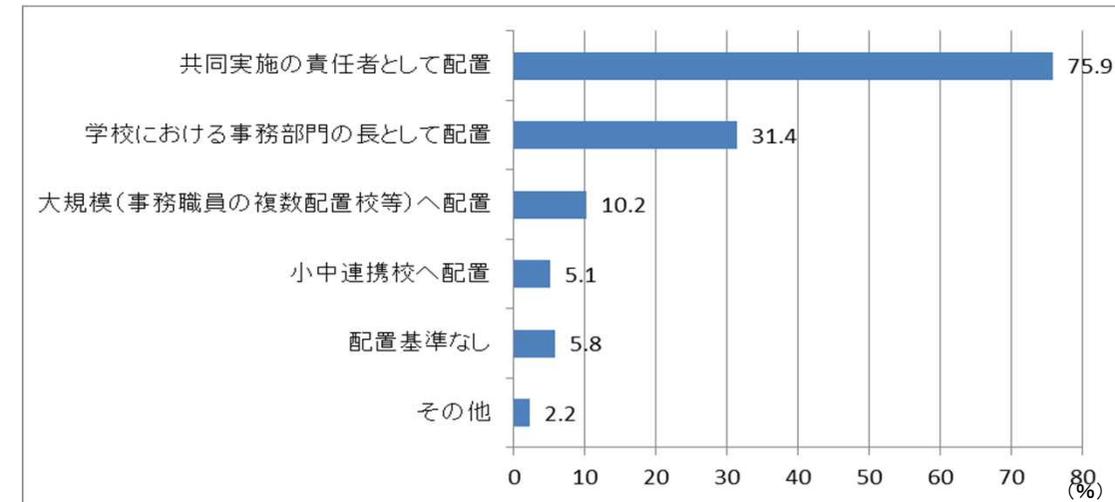
事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

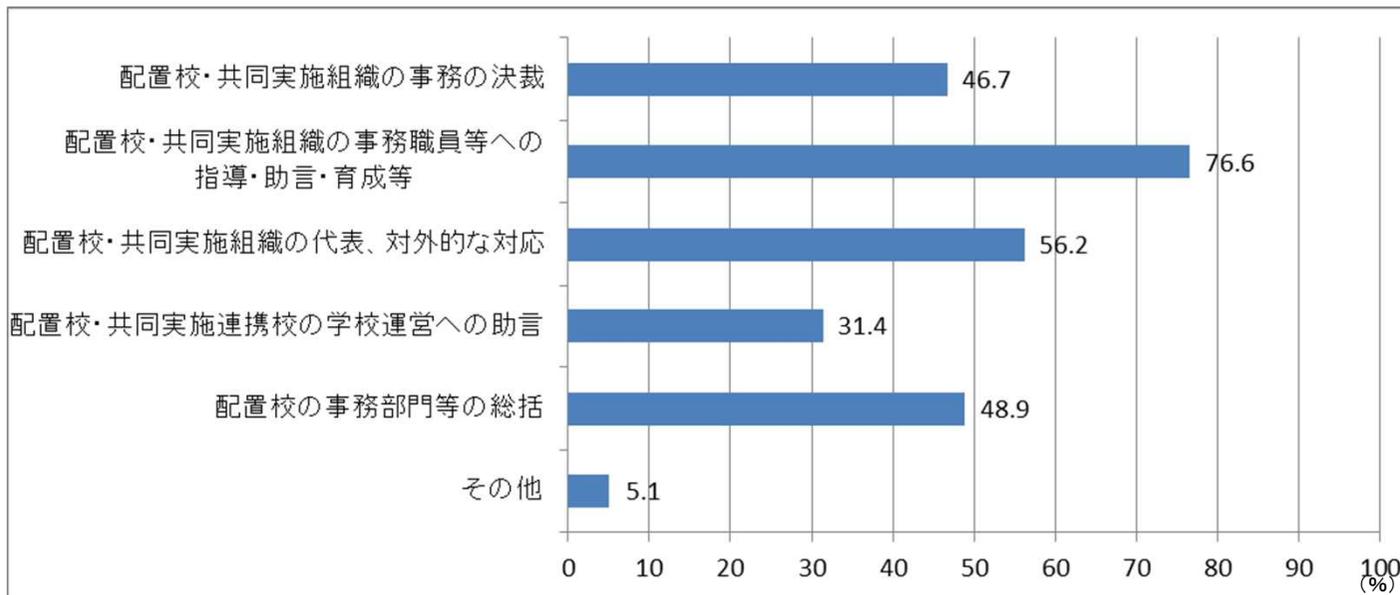
■「規則に規定された事務長」の配置(N=1050)



■「規則に規定された事務長」を配置した(検討している)配置基準(N=137)

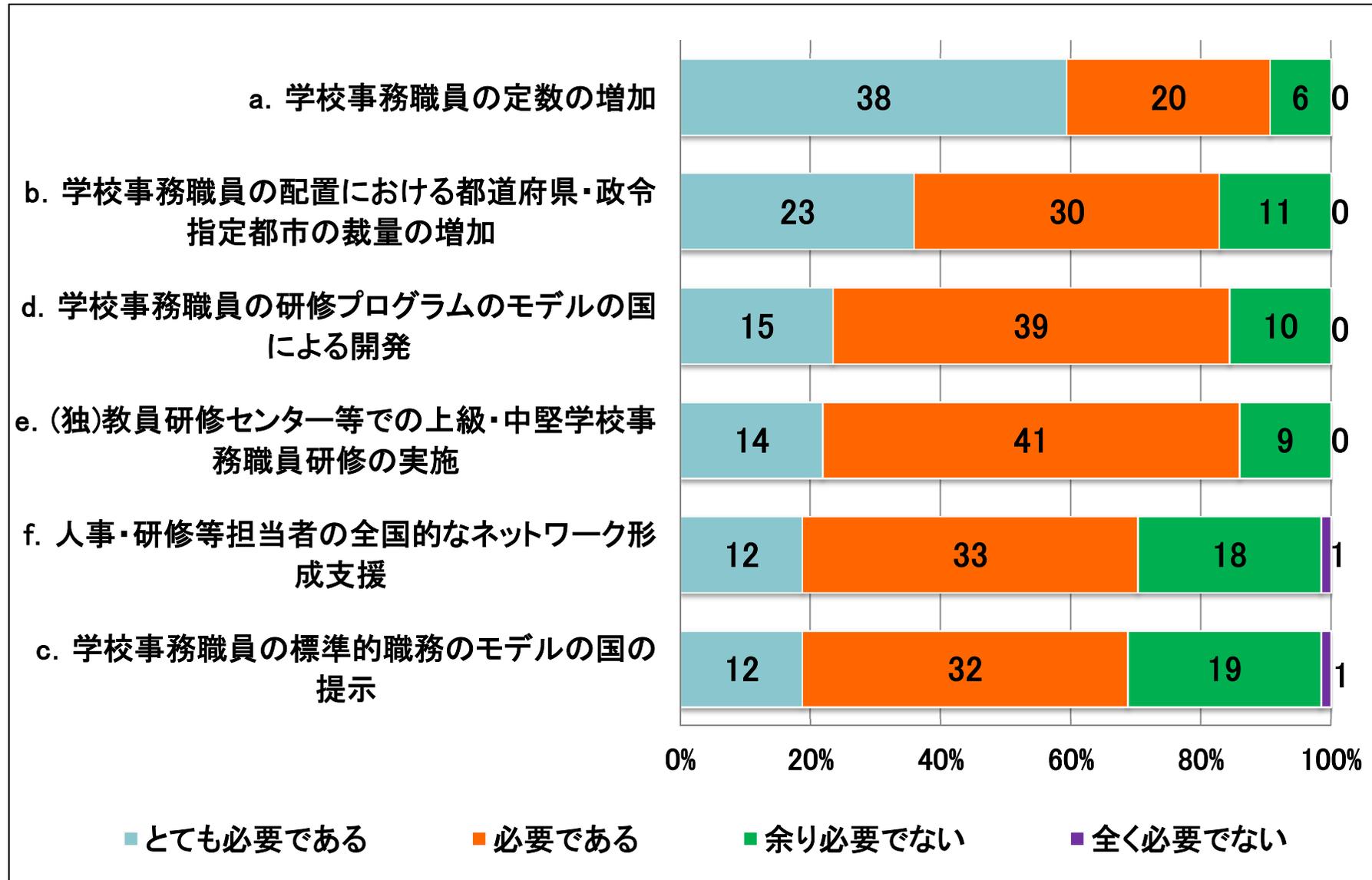


■規則の規定により配置した(検討している)事務長の職務内容(N=137)



N:市区町村数

学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待



専門性に基づくチーム体制の構築

— 教職員の指導体制の充実 —

指導教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用(昇任)。

2. 職務の内容

- 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。(学校教育法第37条第10項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

[職務の具体例]

- ① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
 - ② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
 - ③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言
- 他の職員への職務命令を発する立場にはない。

3. 処遇

- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

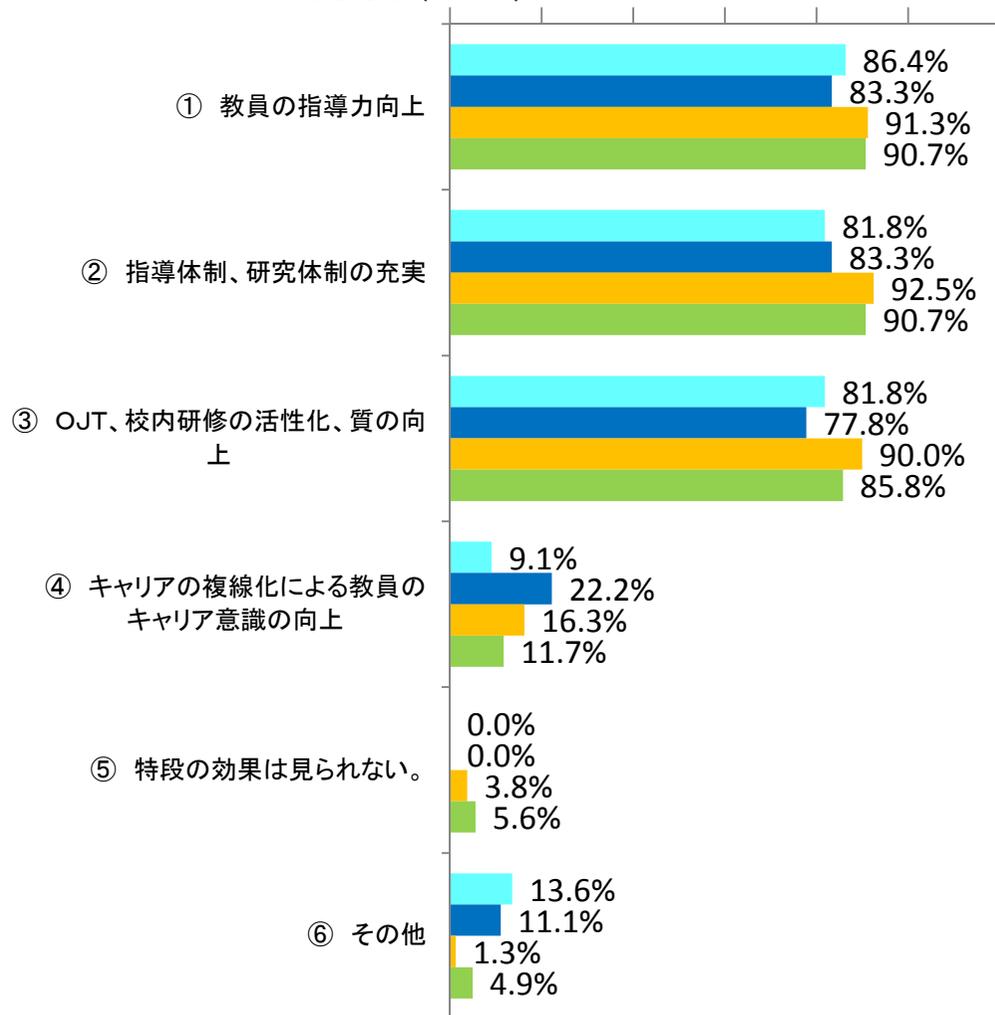
4. 現状

- 平成26年4月1日現在、23区市において1,873人が任用されている。
- 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

指導教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】

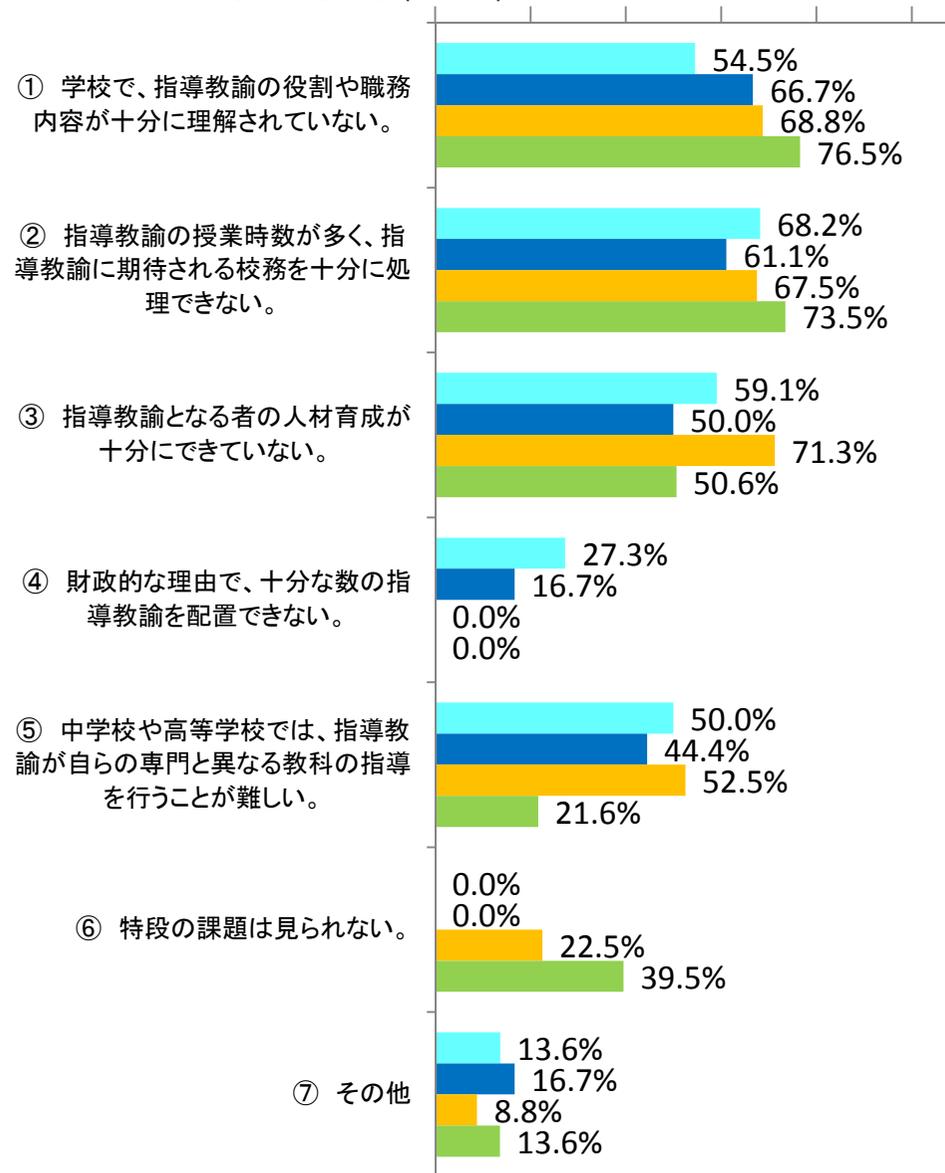
- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=80)
- 調査対象学校(N=162)



文部科学省調べ(H27. 5)

【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=162)



専門性に基づくチーム体制の構築

— 教員以外の専門スタッフの参画 —

学校における教育相談体制の充実

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
スクールカウンセラーや**スクールソーシャルワーカー**など、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成27年度予算額4,024百万円(平成26年度予算額4,113百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度予算額647百万円(平成26年度予算額394百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

連携・調整

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等

児童虐待
就学援助
生活保護 など

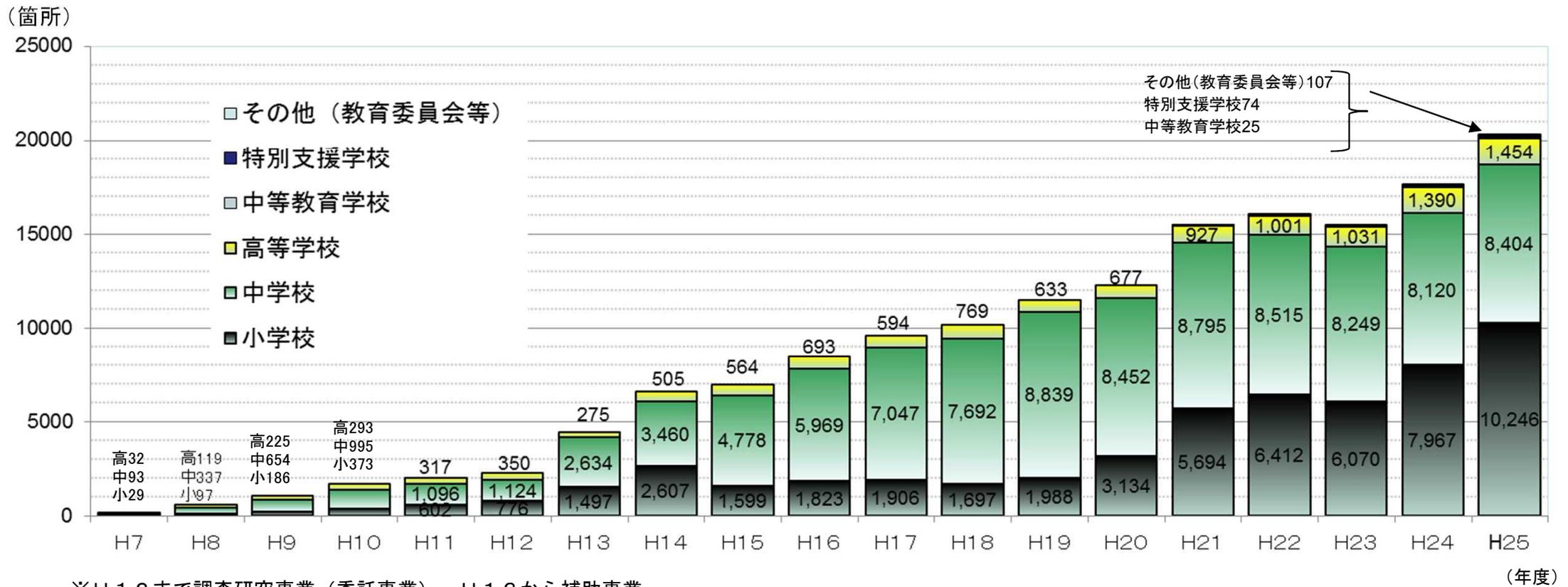
児童生徒

友人

家庭

地域

スクールカウンセラーの配置状況



※H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）

必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

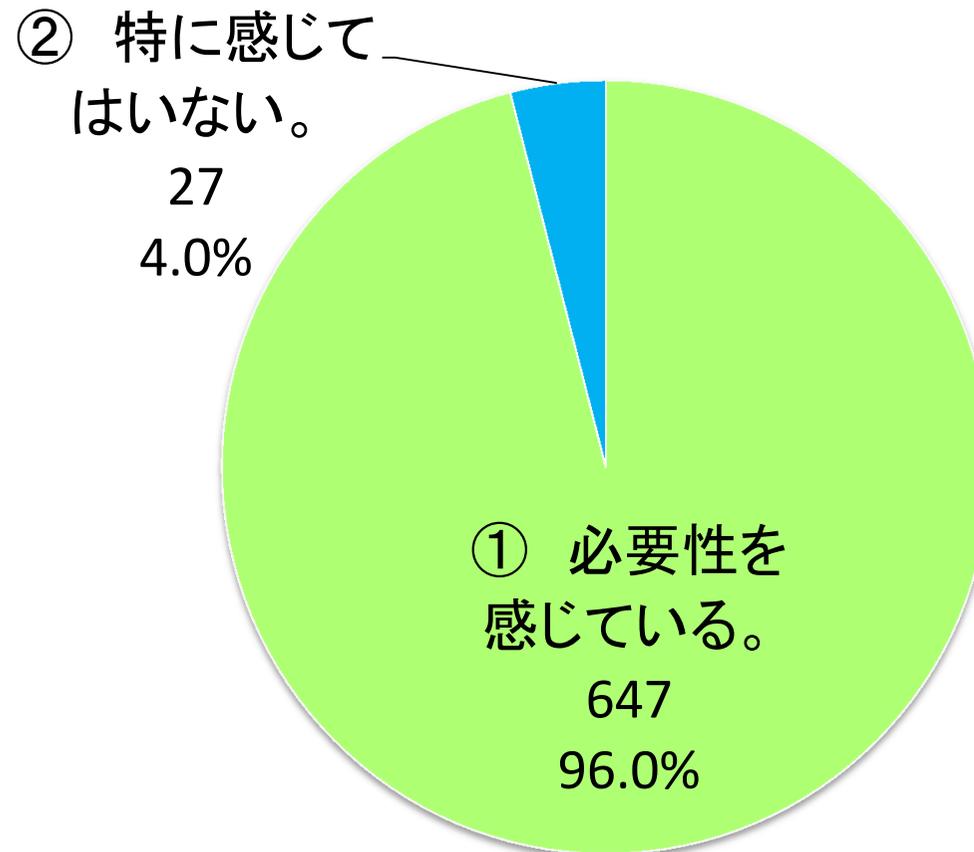
※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。

※H26は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	21,764

学校のスクールカウンセラーの必要性に係る意識

【調査対象学校(N=674)】



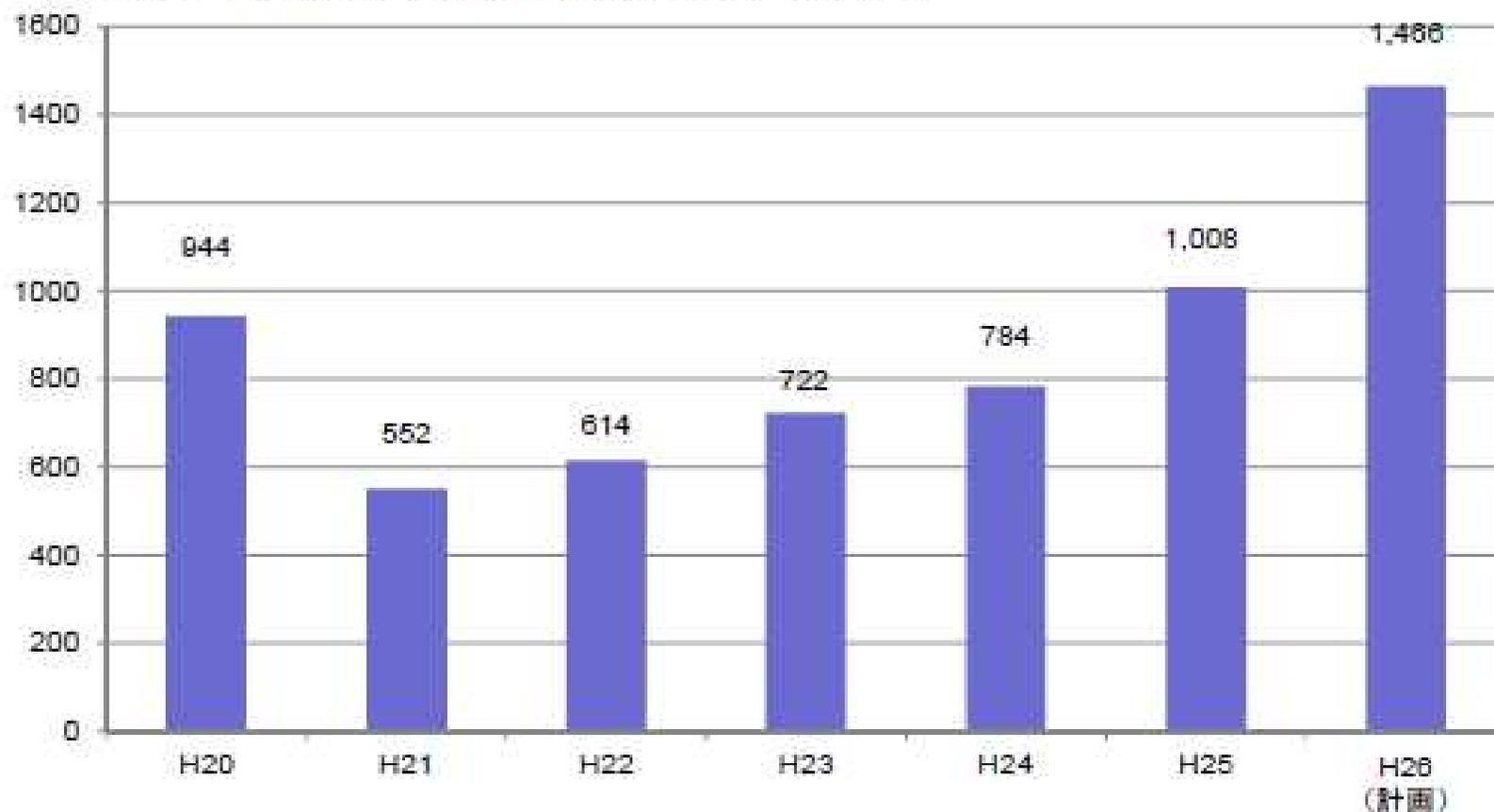
文部科学省調べ(H27. 5)

スクールソーシャルワーカーの配置状況

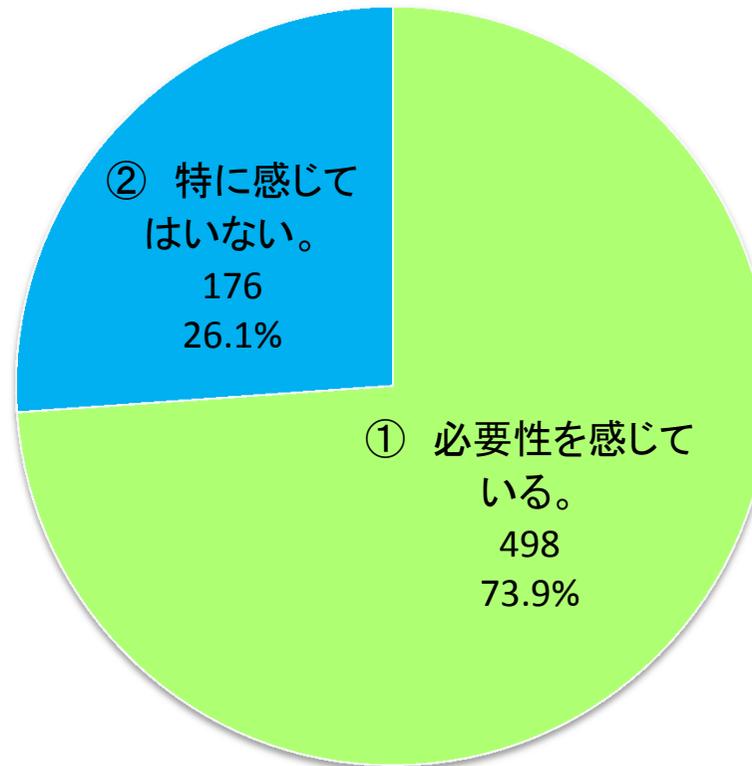
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
配置人数	944	552	614	722	784	1,008	1,466
予算額	1,538	14,261 の内数	13,092 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	355	394

(単位:百万円)

- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21～22年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)一都道府県・指定都市・中核市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



【調査対象学校(N=674)】



医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
(補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,842人、配置されている看護師等1,354人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒813人、配置されている看護師等352人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成25年5月1日現在。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	580	7,350	1,044
平成24年度	615	7,531	1,291
平成25年度	615	7,842	1,354

< 公立小・中学校 >

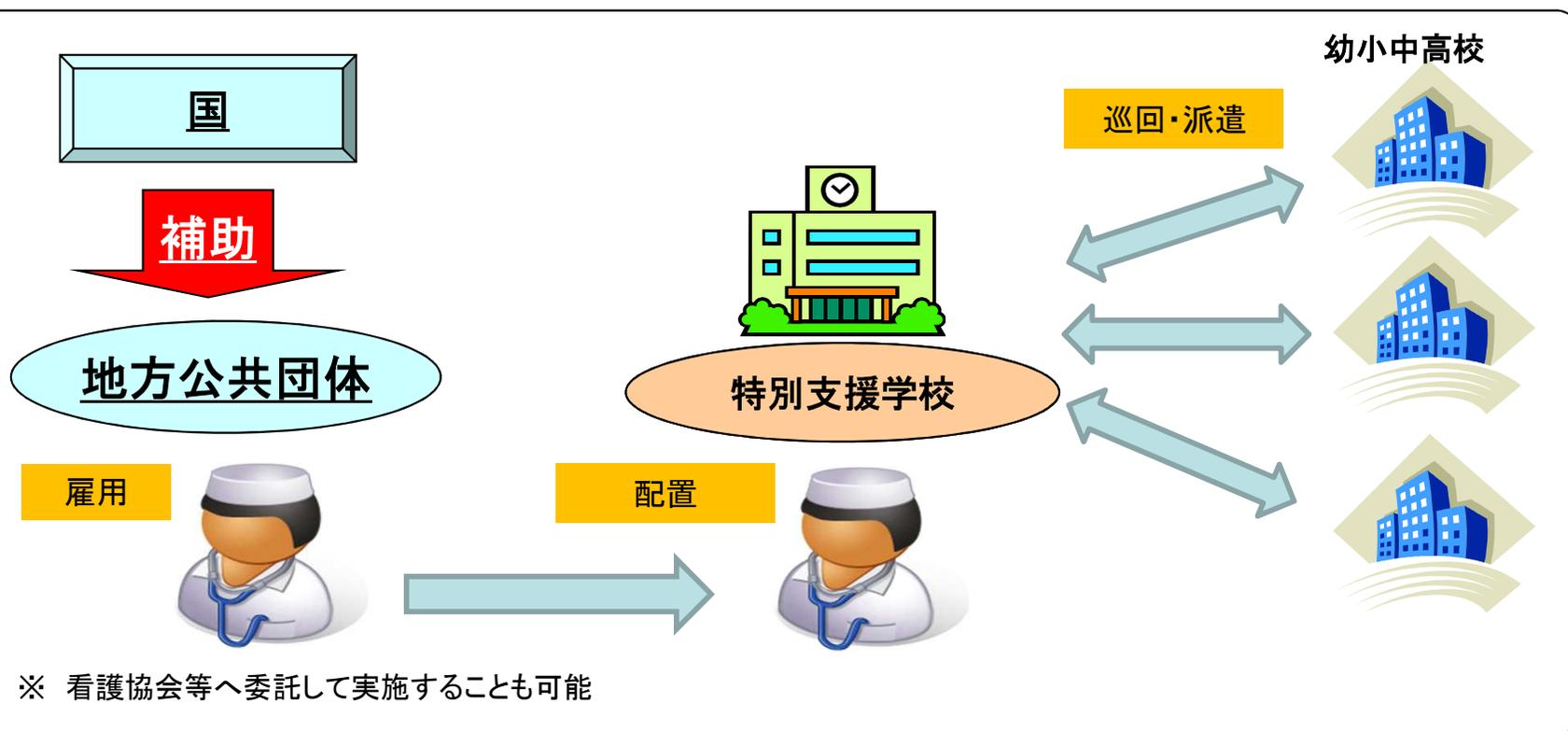
	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算案 235,050千円



特別支援学校を設置する都道府県及び市区町村

補助

文部科学省

補助金概要

補助率: 1/3
(補助上限額:
1人当たり210万円)

補助対象経費: 看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費 等

配置人数: 329人



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

- 日常生活上の介助
例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助
- 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援
例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、 ADHD：注意欠陥多動性障害
- 幼児児童生徒の健康・安全確保
例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止
- 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

- 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

ICT支援員とは

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。
(地方公共団体で配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人)

<ICT支援員の具体的な業務>

- 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- 機器等の簡単なメンテナンス
- 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- デジタル教材作成等の支援

課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要

- ➡ ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす
- ・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

ICT支援員導入の事例について（東京都日野市）

概要

- 「日野市の全ての学校で、全ての教員がICTを活用した指導を実施できるようにする」ための方策として、ICT支援員（メディアコーディネータ）制度を平成18年度（2006年度）に導入
- 市教育委員会が主導してICT支援員の活動をサポート
 - 校長のリーダーシップによるICTを活用した教育の推進やICT支援員が活躍できる校内の雰囲気づくり
 - 企業や学識経験者の協力による実践的な指導・助言
 - ICT支援員同士の情報交換・勉強会等の支援 等
- ICT支援員による継続的・日常的な支援（1校当たり年間約35回の訪問・支援）

ICT支援員の支援内容の変化

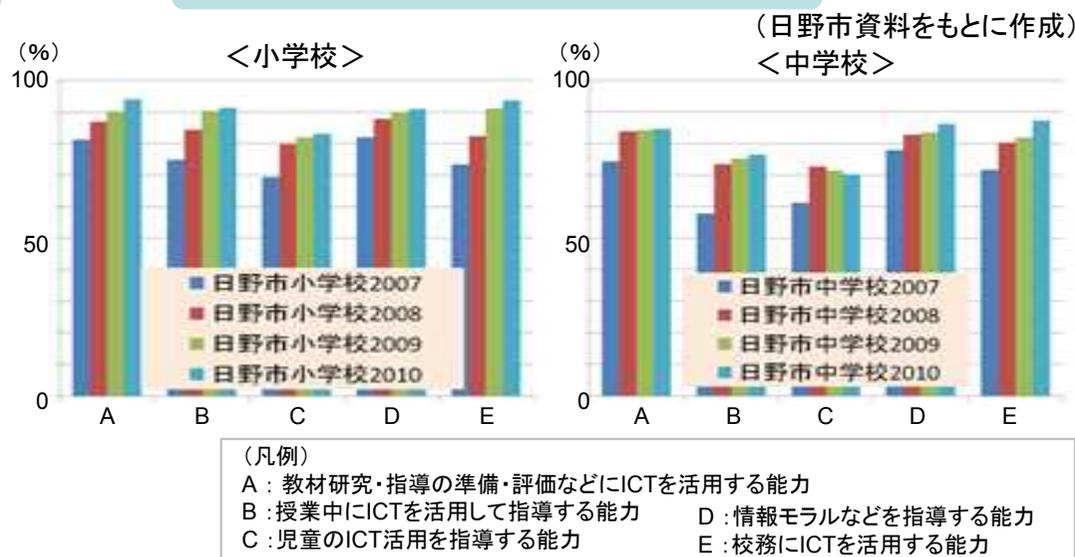
支援の内容	2006年度	2008年度
環境整備に対する支援	21%	7%
授業に関する支援	59%	74%

（日野市資料をもとに作成）

環境整備に対する支援件数の割合が減少し、授業に関する支援件数の割合が増加

⇒ICT支援員に求められる業務が、機器操作やトラブル対応等の環境整備から、授業支援や教材作成など創意工夫を求められる業務に高度化

教員のICT活用指導力の推移



教員のICT活用指導力が向上

ICT支援員を導入することで教員のICT活用が進み、ICT活用指導力の向上などの好循環が生じる

ICT支援員の必要性について

出典：第9回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書（平成26年5月 一般社団法人日本教育情報化振興会）

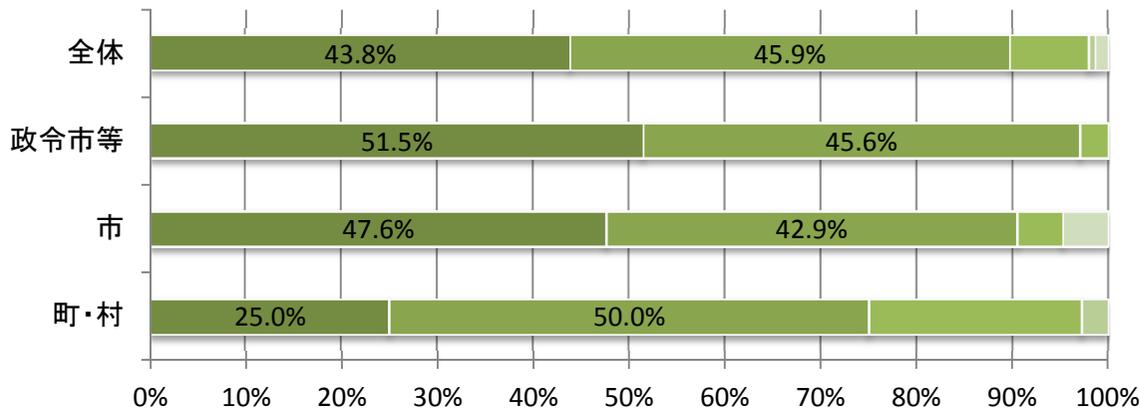
調査概要

- (1) 調査対象 教育委員会の情報教育担当及び全国公立小中学校の情報担当教諭
- (2) 調査地域 全国の市区町村の教育委員会及び全国公立小中学校
- (3) 標本調査
 - ①全国市区町村の400教育委員会（政令市全市、中核市全市、特別区全区、特例市全市、市町村無作為抽出）
 - ②全国公立小中学校4,200校無作為抽出（小学校2,800校、中学校1,400校）
- (4) 調査時期 平成25年8月～10月
- (5) 調査方法 調査協力依頼と回答（依頼文の郵送、Webサイトからアンケート票のダウンロード）から調査データ回収回答結果のメール送信（事務局で受信）

調査結果

<教育委員会向け調査>

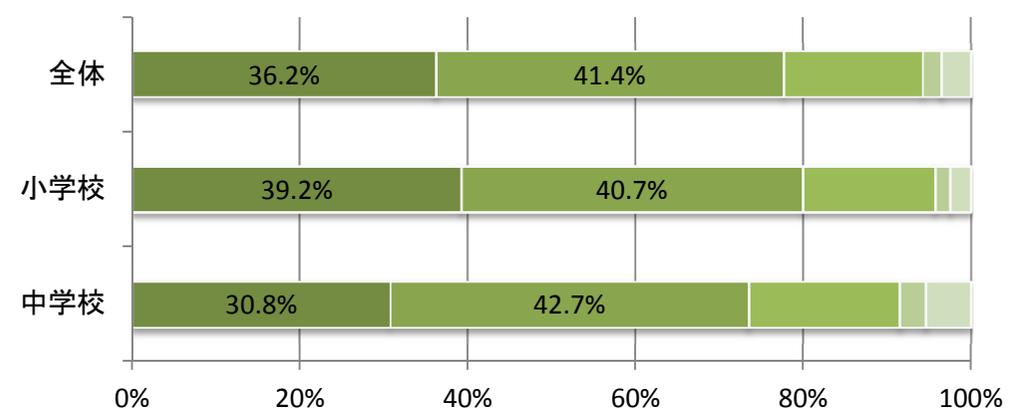
授業での活用、校務支援システムの導入などで、ICT支援員の必要性が高まっている



- ① 強くそう思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

<学校向け調査>

学校にICT支援員を配置すべきである



- ① 強くそう思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

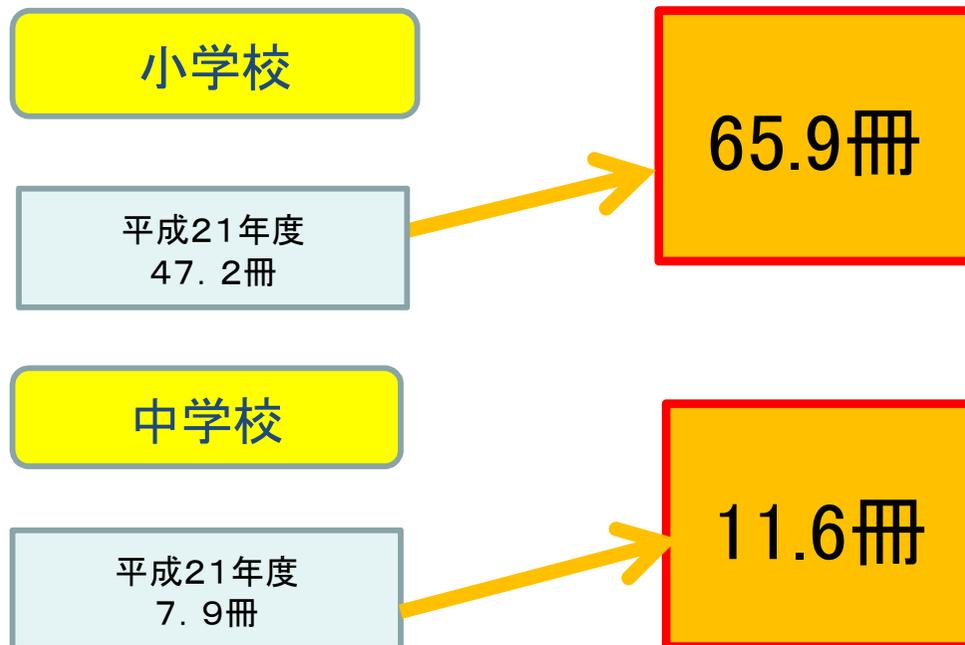
学校図書館の活動の充実について

学校図書館は、学校の教育を充実させる上で欠くことのできない基礎的な施設であり、近年では、国語や社会、美術等における調べ学習等、様々な授業での活用を通じ、「アクティブ・ラーニング」を支援していくことが期待されている。

□読書活動の推進（荒川区）

荒川区（平成21年度から学校司書全校配置）における一人当たり貸出冊数の推移

貸出冊数（一人当たり／年）



□司書教諭と学校司書とが連携して行う学校図書館を活用した授業（横浜市白幡小学校）

教師の授業観・教材観の改善
～授業を変えた、読書単元の開発【国語】～



2年国語 「がまくん」シリーズをよんで、お気に入り
をしょうかいしよう

学習指導要領における主な記述（小学校 国語）

「読むこと」の指導事項

- ・読んだ本について、好きなところを紹介すること。

司書教諭と学校司書について

平成9年
学校図書館法改正

司書教諭
・学校図書館を活用した
教育活動の企画 等



平成26年
学校図書館法改正

学校司書
・日常の運営・管理
・教育活動の支援 等



学校図書館の運営
の改善及び向上
・開館時間の確保
・授業での活用促進
・「心の居場所」
・読書好きの増加

	司書教諭	学校司書
設置根拠	<p>学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 《学校図書館法第5条第1項》</p> <p>※ 11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。</p>	<p>学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 《学校図書館法第6条第1項》</p>
業務内容	<p>学校図書館の専門的職務を掌る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館資料の選択・収集・提供 ○ 学校図書館を活用した教育活動の企画の実施 ○ 教育課程の編成に関する他教員への助言 	<p>※ 制度上の業務の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務 ○ 学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援
位置付け	<p>教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項》</p>	<p>※ 制度上の規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》として任用。
資格	<p>司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。《学校図書館法第5条第2項》</p>	<p>※ 制度上の資格の定めなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を定める等の資格要件を定めて募集

学校司書の配置状況

学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

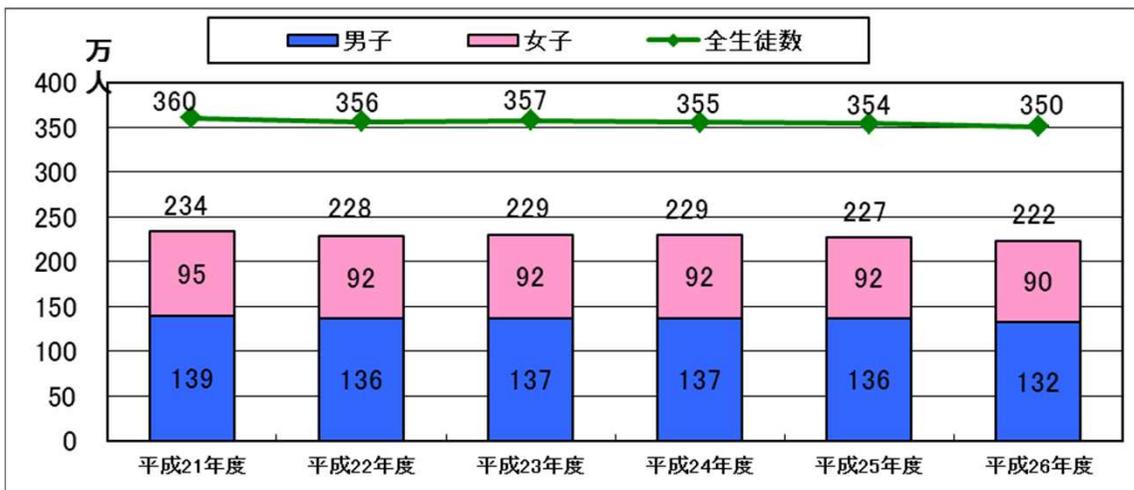
		学校数 (A)	学校司書配置学校数		学校司書の勤務形態	
			(B)	割合 (B/A)	常勤職員数	非常勤職員数
小学校	平成20年	21,809	8,340	38.2%	1,580	7,081
	平成26年	20,431	11,090	54.3%	2,065	9,572
中学校	平成20年	10,684	4,188	39.2%	1,190	3,325
	平成26年	10,370	5,499	53.0%	1,417	4,482
高等学校	平成20年	5,102	3,625	71.1%	3,371	599
	平成26年	4,966	3,201	64.5%	2,826	931

「学校図書館の現状に関する調査」より

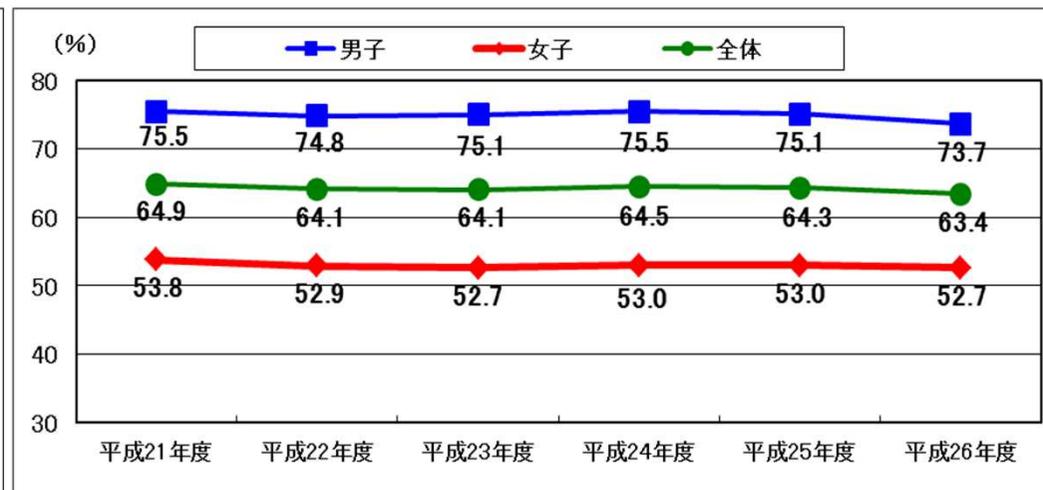
(数値は各年5月1日現在)

運動部活動の状況(参加生徒数・参加率の推移)

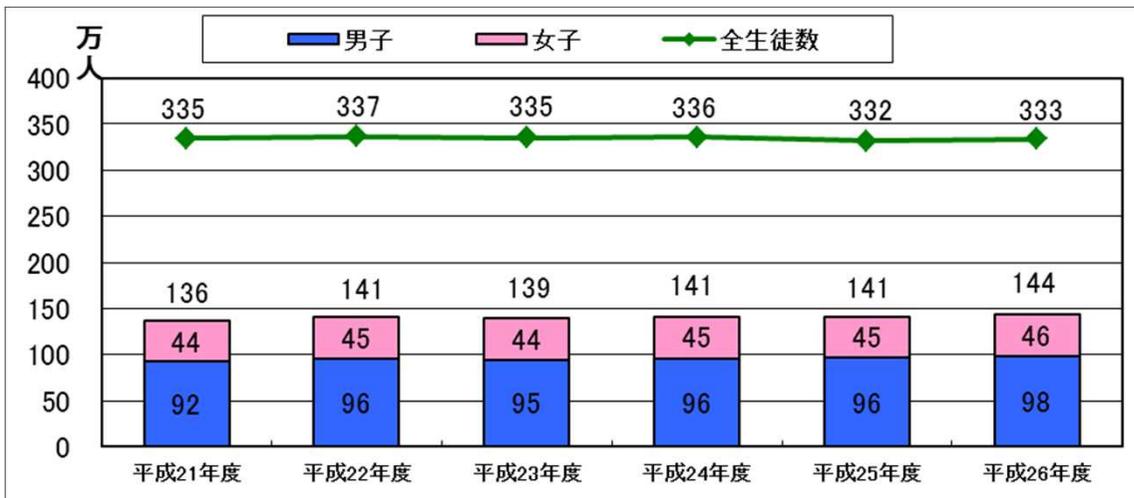
○中学校における運動部活動参加生徒数



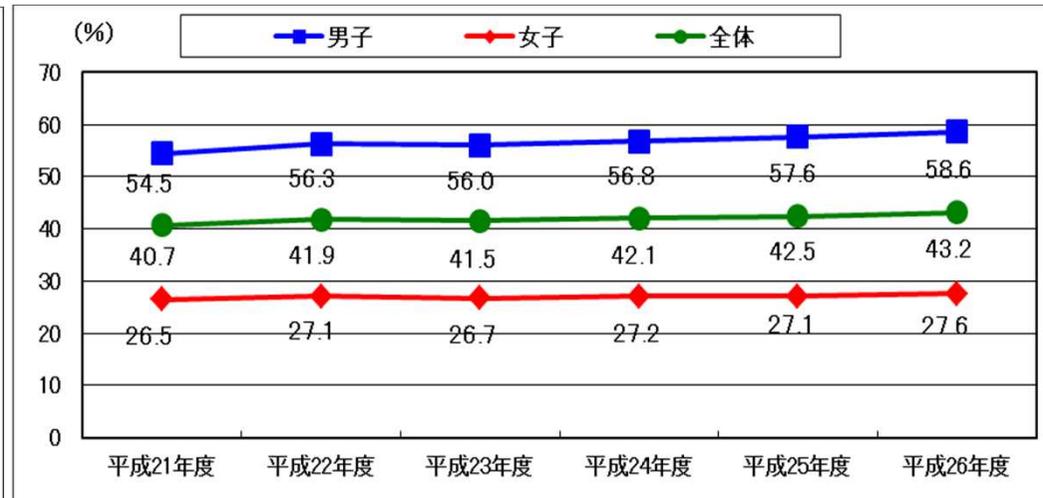
○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動参加生徒数



○高等学校における運動部活動の参加率



中学校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

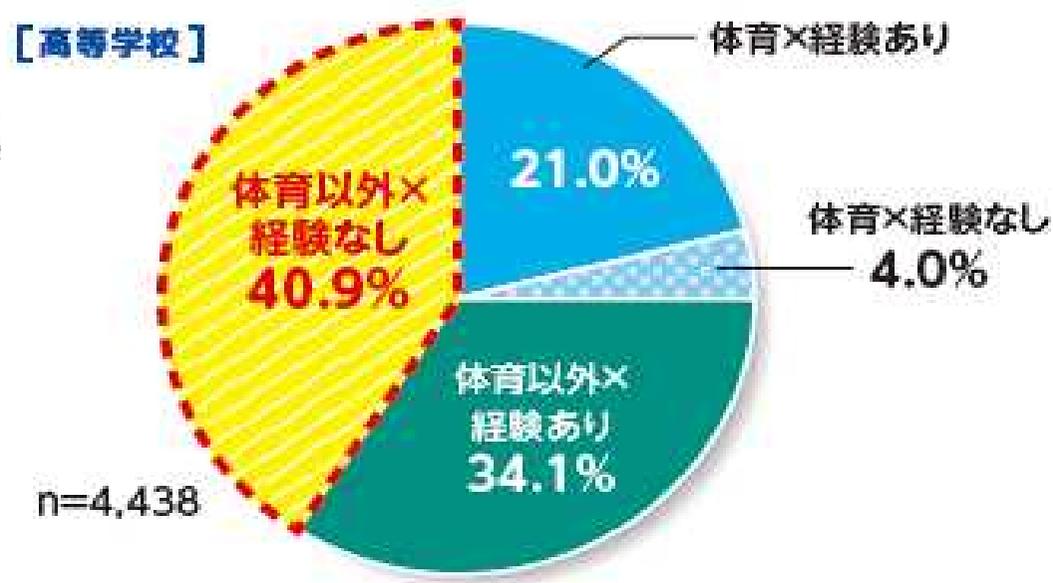
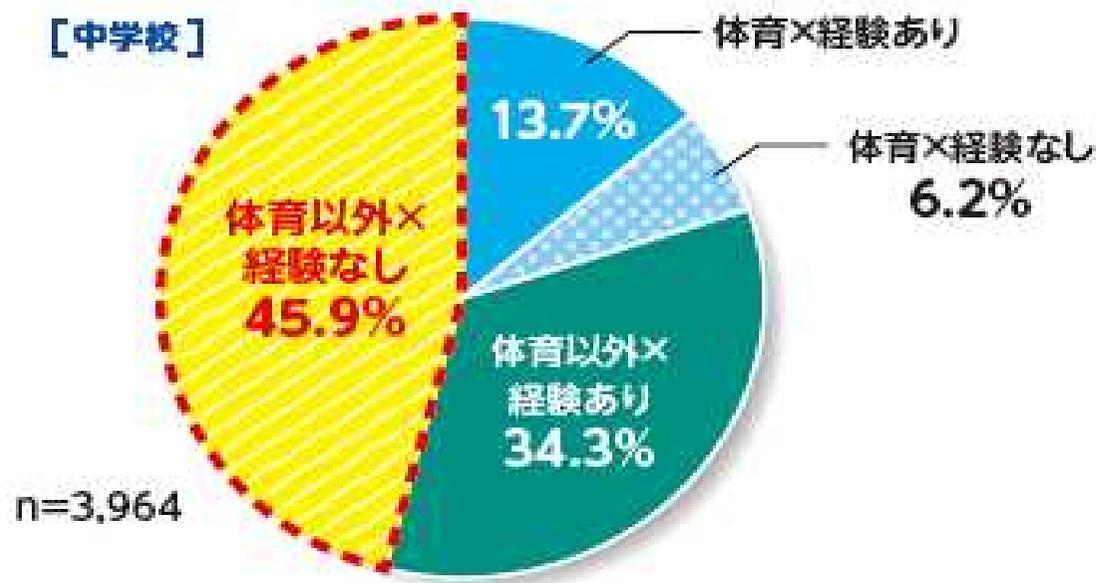
高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

高

運動部活動指導者の実情

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

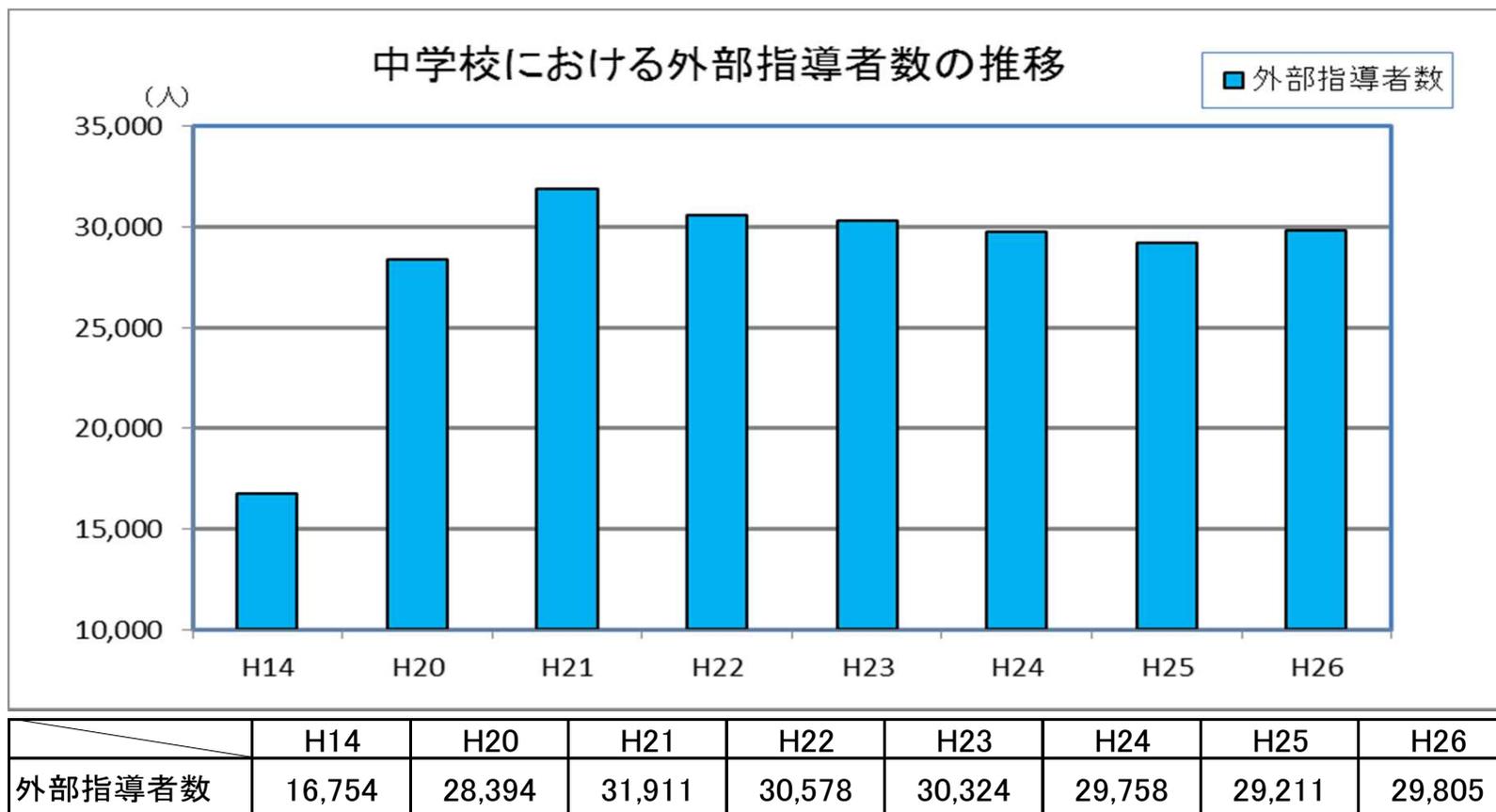
- **体育×経験あり**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育×経験なし**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- **体育以外×経験あり**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育以外×経験なし**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(公財)日本体育協会調べ
学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)

外部指導者について

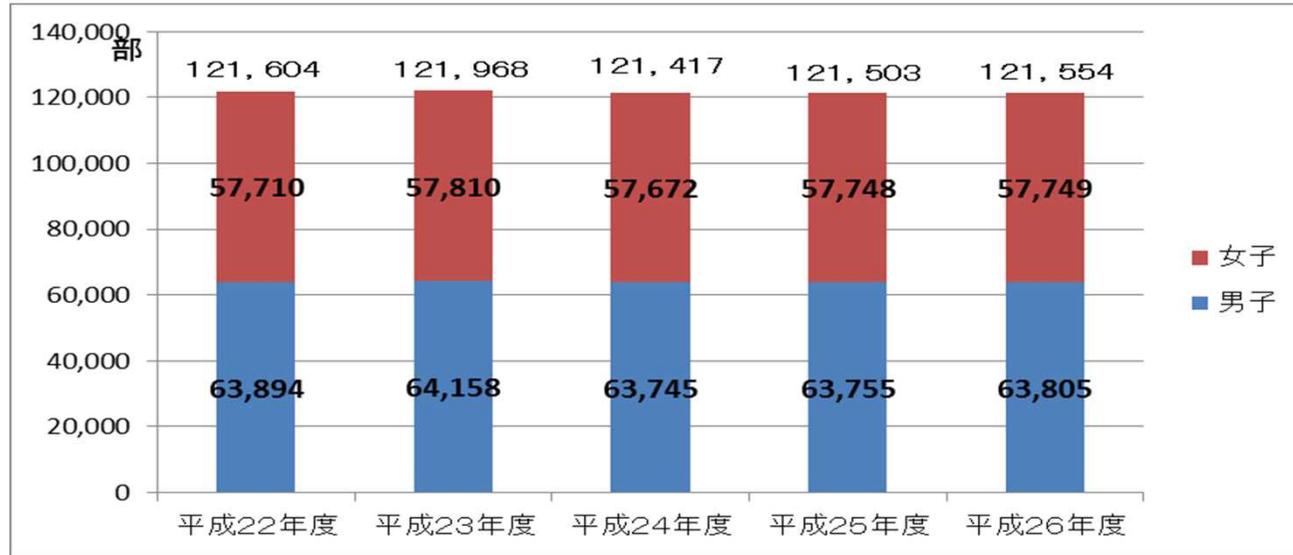
中学校の運動部活動における外部指導者の数は、平成14年度の16,754人から、平成26年度は約1.8倍の29,805人に増加している(13,051人の増)。



中学校における外部指導者数((公財)日本中体連調べ)

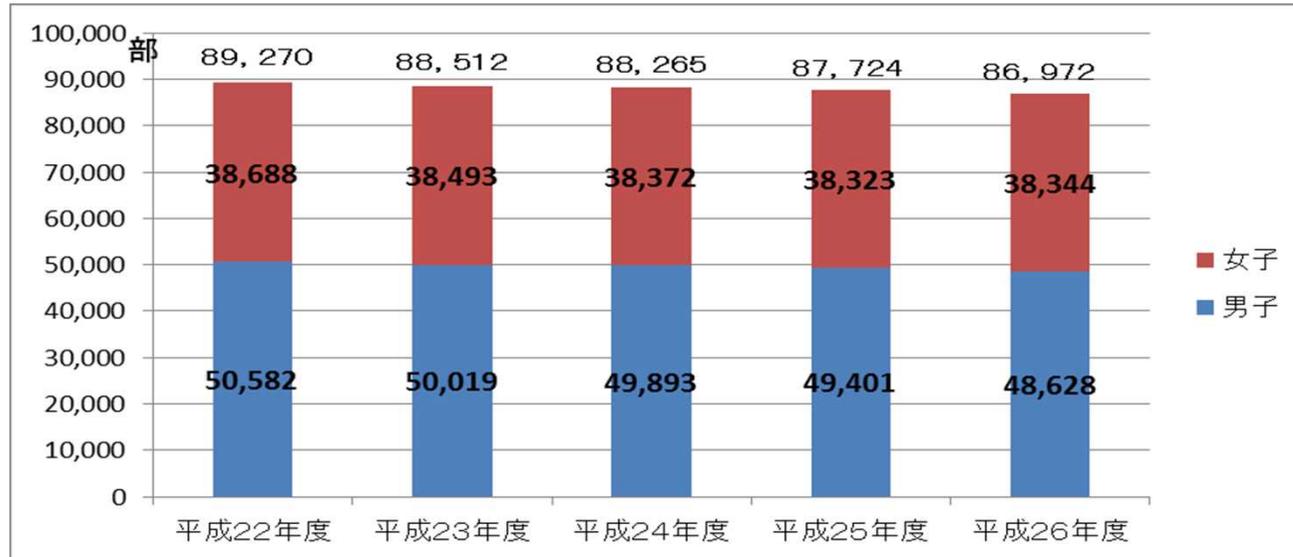
運動部活動の状況(運動部数の推移)

○中学校における運動部数



中学校・学校数	
平成22年度	10,815
平成23年度	10,751
平成24年度	10,699
平成25年度	10,628
平成26年度	10,557

○高等学校における運動部数



高等学校・学校数	
平成22年度	5,116
平成23年度	5,060
平成24年度	5,022
平成25年度	4,981
平成26年度	4,963

※学校数は、学校基本調査調べ(文部科学省HPより)

中学校:(公財)日本中体連調べ(加盟競技及び参考競技を合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(加盟種目及び専門部以外種目、硬式野球・軟式野球を合計)

中学校・高等学校における主な競技別運動部数の推移

中学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

	競 技 名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年－14年)		(26年－20年)	
					増△減数	増△減率(%)	増△減数	増△減率(%)
男子	軟 式 野 球	8,945	8,978	8,784	△ 161	△ 1.8	△ 194	△ 2.2
	バスケットボール	7,508	7,255	7,210	△ 298	△ 4.0	△ 45	△ 0.6
	卓 球	7,395	7,052	6,816	△ 579	△ 7.8	△ 236	△ 3.3
	サ ッ カ ー	6,984	6,980	7,003	19	0.3	23	0.3
	陸 上 競 技	6,627	6,301	6,509	△ 118	△ 1.8	208	3.3
女子	バレーボール	9,041	8,770	9,865	824	9.1	1,095	12.5
	バスケットボール	7,486	7,495	7,419	△ 67	△ 0.9	△ 76	△ 1.0
	ソフトテニス	7,609	7,336	7,089	△ 520	△ 6.8	△ 247	△ 3.4
	陸 上 競 技	6,497	6,176	6,210	△ 287	△ 4.4	34	0.6
	卓 球	6,458	5,916	5,900	△ 558	△ 8.6	△ 16	△ 0.3

出典:公益財団法人日本中学校体育連盟調べ

高等学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

	競 技 名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年－14年)		(26年－20年)	
					増△減数	増△減率(%)	増△減数	増△減率(%)
男子	硬 式 野 球	4,218	4,163	4,030	△ 188	△ 4.5	△ 133	△ 3.2
	バスケットボール	4,369	4,238	4,023	△ 346	△ 7.9	△ 215	△ 5.1
	サ ッ カ ー	4,250	4,082	3,905	△ 345	△ 8.1	△ 177	△ 4.3
	陸 上 競 技	4,319	4,058	3,979	△ 340	△ 7.9	△ 79	△ 1.9
	卓 球	3,802	3,844	3,590	△ 212	△ 5.6	△ 254	△ 6.6
女子	バレーボール	4,310	4,096	3,831	△ 479	△ 11.1	△ 265	△ 6.5
	バスケットボール	3,960	3,875	3,755	△ 205	△ 5.2	△ 120	△ 3.1
	陸 上 競 技	3,974	3,733	3,718	△ 256	△ 6.4	△ 15	△ 0.4
	バドミントン	3,398	3,428	3,293	△ 105	△ 3.1	△ 135	△ 3.9
	剣 道	3,257	2,968	2,820	△ 437	△ 13.4	△ 148	△ 5.0

出典:公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟調べ

運動部活動指導の工夫・改善支援事業

(前年度予算額 : 301,630千円)
27年度予算額 : 301,630千円

現状

- 学習指導要領において、部活動を学校教育の一環として明確に位置づけ
- 平成24年12月の桜宮高校での体罰事案を発端として、運動部活動での体罰等が社会問題化
- 教員数減、高齢化により、練習や引率の負担増、加えて組織的な指導体制の整備、適切な指導内容・方法の定着、体系的な資質向上の取組が不十分
- 指導の高度化、専門化が求められる一方顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験なし
- 全国体力・運動能力等調査によると、一週間の運動時間の分布は二極化しており、特に、中学校女子のおよそ5分の1がほとんど運動していない

目指す方向

指導体制の工夫改善

生徒の自発的取組につながる
指導内容・方法の研究・定着

体罰根絶と指導内容・方法の改善に
つながる資質向上の場の整備

事業の概要

スポーツ医・科学等を活用した高度な 運動部活動指導体制の構築

運動部活動等推進委員会

- ・スポーツ医・科学で先見的な知見を有する指導者等の確保及び整備
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・退職教員等、教職経験者の活用
- ・スポーツ医・科学で専門的な知見を有する者の活用
- ・オリ・パラ出場経験者等、模範となる者の活用

都道府県・指定都市教育委員会(27箇所)

女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の 多様な運動部活動づくりに向けた 指導内容・方法の工夫改善

地域実践研究協議会

- ・関係団体等との連携協力体制の構築
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施
- ・選択の幅を広げるため中体連大会、インターハイ種目以外の運動部活動等の実施
- ・複数種目等、多様な形態の運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

都道府県・市区町村教育委員会(18箇所)

運動部活動顧問の資質向上

- ・運動部活動における体罰根絶にむけた取組の徹底と科学的指導方法等の習得による指導者養成を各競技毎に実施
- ・運動部活動の場における指導内容・方法の改善につながる資質向上のため、習熟度別研修等を実施

都道府県・指定都市教育委員会(67箇所)、民間団体(2団体)

運動部活動指導者サミットの開催

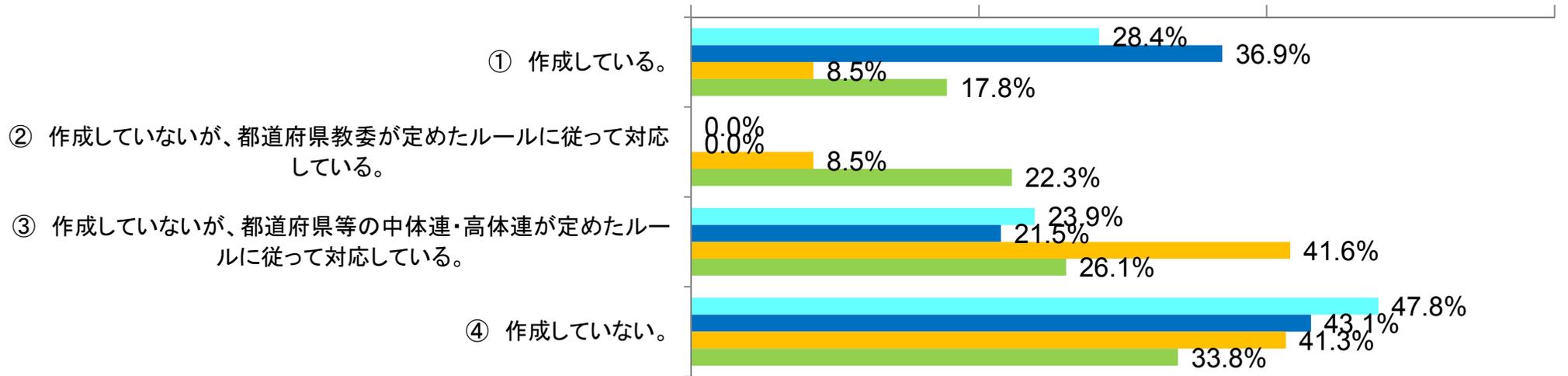
- ・各委託事業の好事例の共有
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」の具現化等により、体罰根絶にむけた指導の在り方の紹介
- ・体系的な資質向上のための研究協議等の場の整備

運動部活動における体罰を根絶するとともに
適切な内容・方法による運動部活動を推進

部活動指導者・顧問についての統一的なルール作成の有無

統一的なルール作成の有無

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)

統一的なルールの内容

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=35) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=38) ■ 調査対象市区町村(N=193) ■ 調査対象学校(N=264)

